

# 議会改革特別委員会会議録

[平成22年10月 4日開催]

南あわじ市議会

# 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 22 年 10 月 4 日  
午前 10 時 00 分 開会  
午後 3 時 01 分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## 1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（9名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	柏 木 剛
委 員	阿 部 計 一
委 員	楠 和 廣
委 員	森 上 祐 治
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	川 上 命

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

## II. 会議に付した事件

1. 前回の検討結果について.....	3
2. 今後の調査について.....	18
3. 委員会調査報告について.....	27
4. 議会報告会について.....	28
5. その他.....	36

## III. 会議録

# 議会改革特別委員会

平成22年10月 4日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時01分)

○原口育大委員長 おはようございます。

9月議会、1カ月の長丁場でほんまにお疲れさまでした。また、終わってからいろいろ、議会だよりの原稿の締め切りとかで、大変お忙しい中、全員出席をいただきましてありがとうございます。

今日も盛りだくさんの資料を机上配付しておりますが、よろしく願いをいたしたいと思います。

今日は、この次第に基づきまして、まず、前回の検討結果、正副議長の任期であったり、議会運営委員、各常任委員会の任期、議長選挙における立候補等所信表明、会派間の執行部に対する要望の一本化等、前回検討しました結果について、確認をしたいと思います。その後、今後の調査ということで、議員の逮捕等による議員報酬の支給停止について、また、委員会調査報告のまとめについて、また、議会報告会について等々を御協議願いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、前回の検討結果についてということで、A3の横刷りの資料の検討状況を記したもので見ていただきたいと思います。

コードナンバー361で、正副議長の任期ということで、議長・副議長の短期交代の是正ということで、前期の検討委員会の結果として、正副議長の任期は4年が基本であるが、申し合わせにより2年とするという結果を出していただいておりますが、前回の改選の直後、一応、任期が1年となりましたので、残り3年はすべて1年任期とするという意見。それと、前期に任期を2年としていたものが、改選後の議長選挙で1年となってしまった。なぜ2年でいけないのか議論する必要があるというふうな意見が出されまして、検討結果としましては、11月に実施した議長選挙において任期を1年としたため、引き続き検討するとさせていただきます。ただ、この中には残り3年あるので、次の任期は1年とするが、その間に再度検討し最後は任期2年としたいと。そのため、引き続き検討するというのを盛り込みたいというふうにまとめさせていただきます。いろいろ異論もあると思うんですけども、4年ということが基本の中で申し合わせ等により、どういうふうにするかという部分ですので、一通りいった後、こういう報告でいいかどうかについて再度検討をさせていただきますと思います。

次の、常任委員会・議会運営委員の任期についてにつきましては、再任は妨げないため現状どおり1年任期とするということと、議会運営委員は議長の任期と関連するので、議長の任期を考慮するということが、前期の検討結果でありました。今回も議長・副議長任期と同様に検討するというふうなことで、検討結果としては、委員会条例は1年で規定さ

れており、運営をしているという現状、その追認といいますか、現状でいくということですが、議長の任期とあわせて検討する。これも同じく残り3年あるので、これも議長の任期とあわせてということになりますけども、次の任期は1年とするが、その間に再度検討し、最後は任期2年としたいため、引き続き検討するということも含めてはどうかというふうなことであります。

次の、立候補等所信表明につきましては、前期は議長選挙における立候補と所信表明については、下記の事項等を議員協議会で協議決定した上で実施するということで、3点。立候補するための推薦人の有無、所信表明の持ち時間、質疑の有無、住民への公開の有無について、全協で協議決定した上で実施するということになっておりました。で、その結果、11月に実施した議長選挙においては、こういうことは実施されなかったということで、引き続き検討する課題となっております。これにつきましても、できれば前向きに所信表明と住民への公開について、前向きに議員協議会等へ申し入れてはどうかというふうな方向づけにできたらなというふうに思っております。

最後の、議会要望の制度化、要望の一本化につきましては、これも前期から引き続き検討するとなっておったんですけれども、なかなかこういうことは検討できるものでないということになりまして、今後検討しないということで、検討項目から削除するというふうに結論づけさせていただきました。後で、特別委員会の報告としては、一たん検討したということを示させていただいて、削除したという形で報告をさせていただこうかなというふうに思っております。

それでは、今、前回の検討結果について4項目申し上げましたけども、御意見いただけたらと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      議長の1年交代をもう一回だけやった後、最後に任期2年とすると。それと、議会役職の任期というのは、そういうリンクしている部分もあるかと思うんですが、議長が交代せずともその役職というか、それぞれの議会での委員会の所属であったり、議会運営委員会の持ち方、あるいは、その委員の選出であったりとは別の話になるのかなということが思いますので、議長の任期を考慮するという3-6-2の検討状況の2ですか、だから、ここはどういうんですか、その委員長の議長の問題とはちょっと別の話で考えていけば、重なって矛盾が起こるということではないように思うんですが。

○原口育大委員長      ということは、1年任期、再任は妨げないため現状どおり1年任期とするということだけで。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　そうですね。だから議運のメンバーもかわることもあるだろうし、常任委員会の構成のかわることもあると思うんですけども、それは、議長、議長副議長が固定したとしても、別にそのことに支障は出るというふうには思わないんですけども。

○原口育大委員長　　今、現状の報告については、この二重丸の部分については、ちょっと追加したような形になってますが、水色で示した、これも全協で一回報告しとるとのことやと思うんですけど、現状でいくというふうなことに、とどめたほうがええかなという意見だったと思うんですが、いかがですか、それで。特に委員会等を2年とかにする必要はないという認識でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長　　そしたら、この委員会、常任委員会、議会運営委員の任期については、現状、全協で報告したとおりで現状運用しとるということで、前期の検討結果をそのまま適用していくということにさせていただきたいと思います。

議長・副議長の任期のほうはどのように。何か御意見ありませんか。前期で2年としてた分が、そのままになってるので、そういうことは、もう1年間ぐらいは残しておきたいなという思いがあって、最終年2年ということも考慮できたらなということを書いております。これも、その時、話し合いの中で決まっていくことだと思うので、強制力はないと思うんですけど、方向性としては、2年ぐらいやってもうたほうがええんじゃないかなという意見が、大勢であったということをやりたいなというふう思うんですけど。これについても、1年という意見もかなり出てますんで。

谷口委員。

○谷口博文委員　　これは、私は前回のこの検討状況等については認識してないんですけど、最後は任期2年としたいため、引き続き検討するというのは、これは、いつの検討した報告のまとめなんですか。

○原口育大委員長　　これは、委員長まとめのところにですね、私の私案みたいな形で言うたことなんです。ですので、これも、今検討いただいて、残すか残さないか、検討いただけたらと思います。ただ、前期の結論が2年ということだったので、今回、それを一気に1年で1回の改選の時に決めたくて、もうずっと1年やということやええのかどうかということで、前回もかなり意見出てたんで、最終確認してまとめたいなという思いです。

谷口委員。

○谷口博文委員 公平とは言わんねんけど、今期も当初1年というような申し合わせで  
いっとったさかいに、今期の4年間は1年で議長・副議長の任期も1年でやっていただい  
て、ほんで、この任期2年とかいうような方向はよ、次の人いうか、ほんなようなことで  
検討したらええんでないかなと、私はそのように思います。

それと、もう一点ちょっとお尋ねしたいのは、この議長選挙における立候補の表明だっ  
たらわかんねんけど、この立候補と所信表明の、この所信表明という文言をここについ  
とんねんけど、この辺の違いとかよ、立候補表明だったら私はわかんねんけど、立  
候補と所信表明のこの所信表明というたら、具体的にはこれ何か立候補表明と違うような、  
何か、そういうような文言が含まれておると解釈してよろしいんですか。

○原口育大委員長 この検討状況のところの前期の検討結果で書いてる1、2、3です  
けども、1の立候補するための推薦人の有無。これは当然、全協でまず協議されると思  
います。で、2番目の所信表明の持ち時間とか質疑の有無についても、全協で諮ることや  
思うんですけども、結局、立候補しますという届け出は、単に届け出やと思うんですよ。  
で、どういうことを議長として所信表明するかというのは、議長としての考え方とかを述  
べていただくということなんで、単に出ますというだけのものと、所信表明ということな  
るとやはり、どういうことを目指して立候補するかということ、議会の中であつたり、仮  
に住民への公開ということになれば、住民に対しても訴えていただいて、その後で議長選  
挙になるということだと思います。

谷口委員。

○谷口博文委員 立候補の表明でしょ、要は。立候補しますと、私はこういうふうにし  
たいねんやということでしょ、要は、議会運営を。そういうことでしょ。

○原口育大委員長 そうです。

楠委員。

○楠 和廣委員 議長・副議長の任期については、もう前の会でも言うたんですが、今  
期、選挙終わって新しい役員を選ぶ、選任する段階の申し合わせで、議長・副議長は1年  
というような申し合わせ事項があったと思うんですが、そこら局長、全員協議会で役員の  
改選に伴う申し合わせ事項というのは残っとんの。

○原口育大委員長 事務局長。

○事務局長（渕本幸男） 昨年の11月11日から、第2期議員の任期が始まるという

ことで、その11日に議員懇談会を開催しました。それで、そこで先ほどから出とる、議長・副議長の任期どうするかという部分については、今回はもう1年やというようなことやったと思います。ただ、その今回の部分について、4年間こうした形でというようなこと、今ちょっと確認させていただきたいというように思います。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 聞きたいのは、今回でか今期か、そこら一遍確認してくれへん。

○原口育大委員長 事務局長。

○事務局長（淵本幸男） 以前から申し合わせというのがあります。それは、議長・副議長については、1年というのが申し合わせです。それで、その申し合わせどおりというようなことが、そこで決定事項として協議されたというようなことです。ただ、その申し合わせをいつまで続けるかというようなことは、それは議論はなかったかなというように思います。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 これで6年目を迎えるんですが、いつも議長の任期は、1年じゃ2年じゃという意見が出る中で、やはり、現実的には1年でいこうじゃないかというような、今回改選なって出ていった議員さん全員協議会の中で決まって、それぞれがどんなように20人が、解釈しとるかということになるんですが、我々、私の場合だったら、今期という解釈で、今期は2年という意見もあるけど、今期は1年でいこうではないかというような、申し合わせ事項の確認がされたように思うねんけど、これは書類的に、文言的には残ってないということ。

○原口育大委員長 事務局長。

○事務局長（淵本幸男） 要点筆記で記録をしとるんですけど、申し合わせのとおりと、に実施するということの表現で、記録させていただいてます。そういう申し合わせのとおりというのは、今までの申し合わせのとおりと。1年ということですが、それが今期という部分までは、ちょっと記録してませんので、それがどういう意味をとるかというのが、微妙な部分ではありますが、表現としてはそういうことでさせていただいてます。

○原口育大委員長           この運営基準のところですね、それではどういうふうになる。  
事務局長。

○事務局長（淵本幸男）       運営基準の第150で、議長及び副議長の任期は、申し合わせにより、1年とすると。ただし、再任は妨げないと。

○原口育大委員長           それに基づいて、今、言われた申し合わせ、従来の申し合わせどおり1年ということだと思います。だから、検討委員会としては、改革委員会としては、それを変えるような方向性を出すのか出さないのかということ、結論づけることになるかと思うんですけど、前回も意見がある程度割れたという部分もあったので、ちょっと今、またちょっとさかのぼってしまっただ変恐縮なんですけど、ちょっとすかっとさせてもうたらなというふうな思いがあります。  
楠委員。

○楠 和廣委員           いつもの改選時の役員改選になれば、そういった議長・副議長の任期が議論されるんですが、なかなかこの本来は4年であるんですが、改選された議員の中で、その任期を検討する流れでいけばやはり、1年というのが、2年も意見はあるんですが、なかなか具体的な2年という結論が出てないように思うんですが。  
それと、もう一点聞かせていただきたいんですが、この議長選挙における3番目の住民へ公開の有無というのは、どんな形を考慮しておられるんですか。

○原口育大委員長           これ前期で決めていただいたことなんですけども、恐らく、本会議場とかでインターネット中継する中でやられることかなと思うんですけど、その辺、何かわかりますか。  
事務局長。

○事務局長（淵本幸男）       これも他市でいろんな形でやられていると思います。それで、事務局の認識としましては、一応、本会議場では選挙というようになりますんで、選挙の方法がいろいろあります。そういうことなんで、所信表明、そういった部分については、ほとんど議員協議会の席上でされとんのかなというように思います。ほれで、そのされとる、議員協議会のされとる分を、その部分だけを公表するというようなことで、されとるんかなというように認識してます。

○原口育大委員長           森上委員。

○森上祐治委員　　今のちょっと説明に関連してなんですけども、その所信表明、所信表明ちゃうわ、住民への公開か。これ私ふっとこう見て思ったのは、さっき委員長がおっしゃったように、本会議でね、やるんかなど。今の局長の説明だったらもう議員協議会で、内部で立候補表明してということなんやな。というのは、この前期というのは、前回のあれは、蓮池委員長のあれやね。あれでは、これは出とったわけやな。多分、これはそういう議員協議会ではなしに、本会議の席上でやね、そういう立候補表明するんと、私はそういうふうにとめたのとは違うんですか。

○原口育大委員長　　事務局長。

○事務局長（渕本幸男）　　私の認識は、そういう議員協議会ということなんですけど、本会議場でされとるところもあるようです。ただ、その場合は、所信表明というようなことではなしに、その立候補を予定されとる方が議長に発言を求めて、それで、議長が許可をするということで、そこで所信表明というか、発言が所信表明になっているというようなことのように。

で、まずは議員協議会で言うのは当然、今は議員協議会が公表は一応してません。それで、その部分だけを議員協議会でした場合にそれを公表するということは、また、そこら辺の取り決めも必要なんかなと思うんですけど、他市先進事例としては、どちらもあるということのようです。私の認識が少し誤ってました。

○原口育大委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　この任期についてなんですけども、先ほど来、委員長もここに書いてありましたように、前期に任期を2年としていたものが、改選後は1年になったと。で、いろいろこう、いわゆる議会の運営基準とかいろいろこう、資料調べてたら、従来は申し合わせ事項により1年とすると。で、ところが、前回の前期の議会改革のその特別委員会では、2年とするという中間答申を出しとるわけやな。で、それについて、その中間答申を、どういう位置づけを我々としてはするかというたら、それを踏まえてということなっとなので、委員長はその辺のこと頭に置いてやね、前期はそないなっとなさかい、その新しい11月の議員協議会で1年にすると。1年とするというのは、当面1年とするというのは、これは常識的に考えたら、今期はと受け取るべきやと思うねんな。だから、その辺の解釈は前期の人たち、さっきちょっと私質問したいのは、その私、全く記憶ないんですけど、11月の議員協議会で意見が割れたと。割れたというのは、前期のその委員さんの中から、こういうふうにと答申してないんやけど、どないなっとなのやっという意見が出たんかどうか。その辺どないなっとなですかね。それは、反対の中には。

○原口育大委員長 事務局長。

○事務局長（淵本幸男） 昨年の11月の11日の議員懇談会では、任期1年申し合わせによるということは、余りいろんな意見が出らんと、もうずっとそれに落ちついたように記憶しております。当然、説明としては、前期の議会改革では2年になってますと。それは、あくまでも中間報告というか、そういうことで、それは、そういう説明をしながら協議していただいたんですけど、申し合わせのとおり1年でええんじゃないかということで、割と簡単にとというか、そのまとめができたんちゃうかなというように記憶してます。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 そういうことであれば、去年の11月の議員協議会で今回1年にしようという、今回っていうのは、今期というような位置づけして、ちょっとその、次の時はこの12月の選挙は1年にして、その次からは2年にするというのは、ちょっと無理があるような感じすんねんな。だから、その辺また検討委員会がどないなっとんねやと。去年の11月に議員一緒に決めとるやないかいというような、議論がまた出てくる可能性もあるというようなこと考えたら、もうさっきから出てるように、もう今期はもう1年でいくというような。で、また次の新しい改選になったときにね、もしも、それまでに議会基本条例できとんだったら、また改正はもちろんできることであるし、というようなことを私は思います。以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 改革、改革いうて、声高らかに叫んだら聞こえがええねんけど、やはり、日本、今までの慣例というか、来とるやつをよ、あえて変えらんなん必要は私は今の現段階ではないというような認識しとんで、この辺は、先ほど来お話をあつたように、以前から再任は妨げないとかいうような表現もあつて、ある程度裁量の幅ができとるような状況にもあるわけですから、あえて残りの任期を2年にいたしますやいうようなことをよ、書く必要は私はないと思いますんで、その辺だけよろしく願いいたします。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 私は結論から言うと、2年任期を推進してる考え方です。ただ、前期も改革委員会におりまして、今回、できたら2年任期で2回やってほしいなという思いは

持ってましたし、今回もこういう状況になっていろいろ思うことはあるんですけども、改選してすぐ、今でいうたらもう3年ちょっと後のまた選挙終わった後、新しい議員さんになると思うんですけど、また同じような繰り返しになるのかなど。3年先のことはわかりませんが、やっぱり何とかしてこの現状の20人の中で、そういう方向に持っていくような努力は僕はもうやっぱりしてほしいと思いますし、現実、1年任期の中で私も正副議長したことないですけども、いろんな不具合も出てることは確かやと思いますしね。そういうのも感じてる方もたくさんおられてると思うので、やっぱりここでふたをしてしまうんじゃないし、僕も意見弱いんですけど、次の任期には必ずというぐらいの意気込みで、今期の内に方向性を出せないということで、前回は出せなかったですけども、何かそういう形跡を残してほしいですね。私は1年任期でしゃんしゃんといくんやというのではなしに、何か形跡を次の任期の方に発信してもらえそうな動きをしてほしいと、私はそういうふうに思ってます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは局長、議員の任期は一応、法的には4年と、基本的になっとんですけども、これは申し合わせで。例えば、ここの委員会で任期ほんなら2年とするとしたことが、今後3年後の改選でね、新しい委員さんが出てきたときに、それも結局法的な根拠はないわけですからね。結局、その議員さん方が決めるということで。今、出田議員が言われたけども、この2年ちゅうのは、私らもずっと南淡2年でやってきましたから、これは基本やと思います。それでも、北海道の友好市町の、南淡の友好市町の三石かなんか、24年も議長やってる方がずっとおられました。けどやはり、こう全国的に見てみますとね、それと、他市のことはまねする必要ないんですが、旧町のときは三原と南淡が2年、西淡、緑が1年ということで、議長会議に出てきても、例えば、西淡から3回目のちょうど私のときに、3回目に出てきた議長さんがおりました。けど、1回も三原郡議長会長に行政順位に回りますからね、当たらんと。ということで、やっさもっさ言って、どないぞ順番は私になっとったんやけども、やっさもっさもめよったんやけど、ほかの議長さんがしっかりした人で、そんなもん順番くるわせるかということで、そんなこともあるんです。

それと、今もやっぱり淡路、洲本が1年でしょ。やはり、広域水道のこともありますしね。今回は1年でもうスタートしたということは、やはり今期はね、1年でいくと。それで、できたらそら、そういう文言の中でどういう文言で入れるかわかりませんが、次の新たな選ばれたときは、こら十分新たな人が協議していただいて、基本的に2年なら2年にするというような方法でいかないと、なかなか、その今1年でいっとるもんをほな次、次は2年やということは、なかなかまとまりが難しいんじゃないかなと、私はそのように思いますし、議会運営、各常任委員会もやはり、それに追従して議長・副議長の任期と同じ

ような形に持っていかないと、やはり議論がかみ合わんというかね、やっぱり町長議長会のときでも、ほとんどあのときも1年が多かったんです。これはやっぱりね、議論があわん、2年やっとるもんとね、1年のもう議長で来とったらほんまにピント外れなこと言いよるわけなんですよ。そういうことで、1年でスタートしたらやっぱり今期はもう1年でね、行くほうがスムーズにいくんじゃないかなと私はそのように思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 改選なってから決めるというのが、こう今回もちょっとそういう新しい20人体制の中で、前回決めたことがある意味では棚上げという状態になると。そこで、いつそしたらどのタイミングで変えるということができるかということ考えた時に、改正のたびごとにその都度その都度ということになれば、その議会改革委員会として取り組むということが、ほぼできないというようなことになる心配を出田委員はおっしゃったと思うんですけども、僕もそういう考えを持ちます。

ですから、議会改革というのは、この今求められてる改革というのは、何のために何をどうするのかという目的なり、現状認識なりということが、一番大事じゃないのかということと思うんですけども。この際、その議長1年任期ということに慣例的にやるということじゃなくて、1年任期としている理由は何かと。慣例だからというような説明では改革にならないと思うんですね。で、何で1年なのかと。それを2年にするとどういふ問題があるんかという議論が少し欠けているようにも思うんですが。そのあたりの議論の深め方いうことが、3年後の議論にも影響を与えるというふうにも思うんですけども、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 2年にして、やはり、いろいろ経験積んでもらって、他市との間でも発言力が高まるというふうな感じも僕は持ったりするんですけども、この引き続き検討するという中に、そういう部分も込めて引き続いて検討せなしゃあないのかなというふうな今ちょっと思いがしてます。いうのは、前回委員長のまとめのような形で、最後の任期は2年とするみたいなことを入れたいというふうなことを言うたんですけども、これはちょっと今、いろいろ意見聞いてると拙速だったかなというふうなことは思ってます、後退したと受け取られるかも知らんですけど、再任は妨げないという中には、議長が1年であってもまた続けてやっていただくという方法もあることを考えれば、そういう議長として適任かどうかということをしつかりと判断しながら、1年ごとにそういう関所を通過していただくのもええんかなというふうな今、気もしてますので、引き続き検討するのうちに、そういう趣旨といいますか、そういう考え方も入れて、引き続いて検討するということがないかなと。現状の運営基準がそういうふうになつとるということですので、その程度の

ことしか、今、現状では書けないかなというふうな気が今しています。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      そのなぜ私、質問はですね、今後、議論深めていくということの視点の中で、1年という取り組みをしてはいつているわけですが、この1年というのが、これまで4年間なり、そしてこの任期、この期の、任期始まるときの最初の約束で1年と決めたからということでは、その改革委員会として取り上げていく課題のポイントをやっぱりずらしているように思うんですが、その慣例だからという、慣例でいいものは残したらいいと思うんですけども、ただ慣例だからということだけでは、ちょっとこれを継続させていく理由っていうのは、根拠は薄いように思うんですね。1年やってることで非常によい議会ができるんだと。この4年なり、あるいは2年なりということにすると、大変大きな問題が出てくるということであれば現状でいいと思うんですけども、1年で任期交代するよりは2年でやるほうが、議会としての改革するべき方向性の中で、より二代表制という観点、あるいは議会としての力というのか、こういうものが出てくるんだと、その市長に対してですね、行政執行部に対して、議会は議会としての立場を強めることができるということであれば、そちらのほうがいいと思うし、むしろそういう1年交代のほうが、議会としてのあり方としてよりよいと。その市に対しても、あるいは市民に対してもよりよいということであれば、これは継続したらいいと。そのあたりの議論がやっぱり必要でないかなというふうに思うんですけども、それを抜きにしてですね、ただの継続という、継続とは現状の追認というような、慣例だからというようなことでの継続というのは、議会としては少し疑問が出てこないのかなということをおもっていますので、そのあたりちょっと委員長の考え方をお聞かせいただければと思うんですが。

○原口育大委員長      最初の検討の課題が、短期交代の是正というふうに今、テーマとして挙がっておって、いうことは、短期交代によって何か弊害があるのかなということがあって、ここへ挙がってきたのかなと。ただ、実際に前期どういう検討があったかは、私も途中までしかおらんかったんでわからんですけど、その短期の弊害の部分について、じっくりと検討されたのかどうかいうと、ちょっとはつきりわからないというところがあります。だから、本来は、今から仮に引き続き検討するということになれば、その中で、もう一度短期交代の弊害とかいうことをはつきりと検討して、で、どういう方向がええのかなということ、もう一回やっぱり洗い直さなきゃあないのかなというふうな気がしています。今の現状の議員さんの判断では、1年でそういう弊害はないという認識で、今回改選後1年ということになってしまったと思いますので、また、それを否定するというのもなかなか頭から否定するというのもどうかなという思いはあります。

谷口委員。

○谷口博文委員　　私は前々からね、議員っていうのは個々それぞれよ、それなりの選挙というのをきて、私は同等同格やと、そういうのは私は認識を持っておると。ただし、議会運営に関しては、やはり経験された方々がそういうふうな議長であるとか委員長であるとかいうのをやっていく。それが、日本の慣例というか、日本国のやはり和をもって、尊しじゃないけど、一番スムーズにいくんじゃないかなと。で、そういう認識があるのが一点と、それと、やはり同等同格の段階で優劣というか、個々の能力的にはそれぞれは判断するわけですが、やはり適任であれとはあれば、再任していただいたらええし、できるだけ多くの議員にですよ、よっぽど悪かったら1年のほうがもうすぐに。長期のほうが私はね、権力がその方に集中し過ぎて、かえって悪いということで、こういう自治法では4年という任期のやつをよ、地方議会がやはりその議会、議会におうて1年であったりとか2年とかいうことで、議員の申し合わせでやっていっとると思うねや。で、これを改革、改革いうんだったら4年にせえっていうことになってきたらよ、この4年間の議長の要職というようなやつに対しては、個人の私やったって新人でありながら同等やというような思いがあるわけやの。そんなら、その辺やっぱり議会がそういうポスト争いの権力に、ポスト争いに終始してやな、そんなことばかりするというのは、一番議会としては、私はまあ争い事が好かんさかいに、できたら年功序列というかよ、そういうふうなやつでやってもらうほうがええし、能力もなかったら、もうあれやし、能力があれば再任を妨げ言えへんのさかい、別に改革、改革言うて、何じゃそんなことやかましい言わんと今までのやつでよっぽど不都合が来たときに、そな改革したらええだけの話であってやな、今期はほないもう1年でいっとるのやさかいに、もう1年でもうずっと残りやってもうたらこんなもんとやかくとやかく議論する、僕は必要ないと思うんでやな、よっぽど支障がきた段階でまた変えてもうたらええと思います。

○原口育大委員長　　出田委員。

○出田裕重委員　　最後一言だけじゃあ。あの立候補の有無ですか、が検討、まだこれからするんですかね。もう、でもまとめに入ってきてよと思うんですけど。再任は妨げないというのがあるんで、そしたら、継続して翌年度も立候補しますというのもありなのかどうなのかということさえあれば。まだ立候補制とるかどうかは決まってないので、それも含めて。

○原口育大委員長　　この点は、従来からというか、推薦人の立候補するための推薦人の有無というのは、必ず全協では確認をしないとなかなか議長選挙に入っていけない課題かと思うんで、これは従来からあると考えてええかなと。で、ただその次の所信表明をする

かとか、それを公開するかとかいう部分については、議会としては、改革委員会としては、前向きに検討していただきたいなというふうな思いで、引き続き検討するという事になったりかなというふうに思いますので、立候補はもちろん任期1年で終わったとしても、それは再任を目指してもう一回立候補するというのは、当然あることじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺、事務局いかがですか。

事務局長。

○事務局長（渚本幸男） 地方自治法では4年ということになってます。それで、申し合わせで1年ということですので、今までは申し合わせによって辞職願を出しているということです。で、辞職をして改めてということになります。一たん辞職をして、それで立候補するか、またほかの人で立候補するかということになると思うんですけど、とりあえずは、辞職願を出して一つの1年ということ、申し合わせをそのとおりに守ってやってきたというような状況です。辞職願出すということによって一つの区切りがつくというようなことで、今まで来とるかというように思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちょっと局長に質問なんですけどね、さっき出田委員が立候補云々と言うとったよな。私もそれちょっと認識が薄くてやね、従来の議長選挙、副議長選挙というのは、だれかが立候補しててというんじゃないしに、いわゆる無記名投票でやるとよな、で、知らん間にだれかこう出てやっとなでしょ。あれは立候補制、何か事務局に立候補届をして云々というんはないんじゃないですか。

○原口育大委員長 事務局長。

○事務局長（渚本幸男） あくまでも立候補届というのは便宜上、そういう形で立候補される方がだれかということは明らかにしていこうということで、立候補届を今までは時間を決めて議長もほうへ立候補届を出すというような、そうした、そらあくまで便宜上です。別に立候補届け出す必要ないです。ただ、今まで党派代表者会なり議員協議会で確認をして、それで立候補届をするということで、時間を決めたりしてやっています。それで、立候補届が、もし、ない場合、それは、ない形で選挙をするということになるということです。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほどのその1年云々の弊害という、議論云々という話なんですけど

も、私、先ほど局長に去年の11月の議員協議会の審議の状況をお聞きしたのは、先ほど申し上げたように、前期の改革委員会で、その短期云々の弊害という観点から議論されて、2年という線が出とったんやな。出とったんであれば、私は思ったんは、その話も忘れてしもてお聞きしたんやけども、その当時、前のその委員さん方は私らがそういうふうに決めて、こういう観点で2年にしとんねやという意見がかなりあったんかなと私思ったんですよ。ところが、ほとんどなしに、すーっともう1年で、従来どおりいかんかいと、いうことになつとんであればね、先ほど委員長がおっしゃつとったように、これはやっぱり我々、前期から話題の大きな一つに挙がつとることですから、やっぱりその継続的に、こんで終わりというんじゃなしにね、協議していく必要があると。議会の力量アップという観点からしてもですね。ところが、今回はもうそれでいとのんやからね。先ほども意見出とるように、いくべきだと。それがええんちゃうかなというふうに思います。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 任期はもうこれとして、要は、改革だったらもう立候補するためのこの推薦人の有無というようなやつでよ、例えば、議員の5分の1以上の推薦人がなかったら立候補でけらんとか。立候補ちゅうのはそらだれが立候補しとうかわからんから立候補の表明をいただくとか、そこらを改革すべきであつてよ、任期等々は、もう最初に言うたように、その文言で1年、ただし、再選は妨げないというような文言があるさかい、ある程度、最長を2年とかいうような、しようかなと思つたらできるような文言があるさかいに。私は、要は、その立候補するための推薦人の有無とかこっち側手のほうを改革してよ。例えば、議員の5分の1以上の推薦人がなかったら立候補でけらんとか、そういうふうなことを決めていくもんが、それが改革や思うんやけど。

○原口育大委員長 そうしましたら、今いろいろ意見をお聞きした中で、11月に実施した議長選挙において任期を1年としたため、引き続き検討するという中に、書く書かんは別にしてですね、今、手続上は再任であつたり、解任であつたり、いろんなことができる手段としてあるわけなんで、そういうことは、担保されとるということであれば、先ほど来、蛭子委員からもありました、短期交代の弊害というふうな部分も引き続き検討するというので、ちょっと申し送りみたいになってしまいますけども、一応、当委員会の今回の結論としてはですね、前期2年としていたものが、11月において1年となったということについて、やはり、引き続き検討を要するというふうなことでまとめさせていただきたいなというふうに今思ってます。で、したがいまして、前回委員長のあれとして残り2年、3年目は2年にするとかいうことをちょっと踏み込みましたけども、それはちょっと撤回させていただいて、現状の運営基準について、今から次の検討委員会と特別委員会

どうなるかわかりませんが、引き続き検討するというふうなことでいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長　　そうしますと、先ほどの谷口委員からあった立候補等所信表明というところなんですけども、これも、前期でそういうことを決めておったけども実現できなかったということについて、引き続き検討するということになつとることについても、同じように今の認識としては、実現したほうが改革につながるんじゃないかというふうな今意見をいただいておりますので、そういうことも今回実現されなかったから消えてしまうんやなしに、引き続き検討するという中には、こういうことを実現する方向で検討するというふうなことでよろしいでしょうか。

谷口委員。

○谷口博文委員　　これこそですよ、この議会改革で、今こないして議論していただいてやな、推薦人5分の1以上じゃなかったら立候補でけらんとかいうのに変えていただきたいと私は思うんですわ。

○原口育大委員長　　いかがですか、この前期、今、現状反故になつとる部分について、実現できるように検討をするというふうなことの方向性で、結論はよう出しませんけど、出させていただいたらと思うんですけども。

そしたら、暫時休憩します。再開を11時10分とします。

(休憩 午後10時55分)

(再開 午後11時10分)

○原口育大委員長　　再開します。

休憩前に前回の検討結果について、ちょっとなかなか混迷させたようなことで申しわけありませんでしたけども、いろいろ慎重に御意見出していただきました。それらまとめまして、次の臨時会のとよになるかと思うんですが、全協で報告をさせていただくということにしたいというふうに思います。そしたら、前回の検討結果については、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長        それでは、次の項目に移ります。

逮捕等による議員報酬の支給停止ということで、これについては、別紙1で神戸市と淡路市の条例、条例を抜粋したもの、淡路市は全文ですけども、出させていただきました。これについては、前回の全協の報告の中で、方向性が出れば、正副委員長のほうで原案をつくって検討するというにしておりますので、用意をしております。ただ、これをやって、作業をやって、なかなかこういうことまで検討委員会で即、条文まで検討するのは、ちょっと無理があるかなというふうな気もしてまして、まず、制定することについて、全協のほうで方向性をいただきましたんで、今回はこの内容について検討をさせていただいて、で、その結果について、議長に方向性を、検討委員会としての結論なりを答申させていただいて、もう後は、議長のほうで議運でやるとか、そういうことであれば、もうそこに詳細についてはお任せしたいし、仮に、次の特別委員会等に付託すると、諮問するというのであれば、そこで再度、最終的な詰めまでやって条例にしていくということが必要なというふうに思ってます、今回出してるもんについて、まずは入門ですので、入門編でちょっと御意見をまず頂戴したいなというふうに思ってます。

各市の事例を幾つかの自治体の分を検索して調べてみたんですけども、ほとんど趣旨は同じことになってますので、極端なこと言えば、もうそれを丸写ししてもできるというふうには思います。ただ、それでは余りにもあれですので、淡路市の分で一度、一通り検討を試みたいなというふうに思います。

ちょっと朗読をさせていただきますが、報酬に関する部分については、議員報酬の支給制限ということで、赤字で示しましたが、第3条の2にうたっております。第3条は議員報酬の支給方法ということで、これは、もう南あわじ市も同じようなことになると思いますが、その後ろに、3条の2として、前2条の規定にかかわらずということで、市長は、議員が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたことを知ったときは、逮捕等を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差しとめるものとする。ただし、議員が逮捕等を受けたことを知ったときが、議員報酬の支給日の直前であること、その他の理由により当該支給を差しとめることができない月の議員報酬については、この限りでない。

2、市長は、前項本文の規定により議員報酬の一部を一時差しとめる処分（以下「一時差止処分」という。）の理由となった刑事事件に関し、公訴を提起しない処分があった場合、不起訴っていうんですかね、公訴を提起されることなく逮捕された日から1年を経過した場合、または無罪判決が確定した場合、その他有罪判決を受けることがなくなった場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。

3として、前2条の規定にかかわらず、議員について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる期間（「不支給期間」という。）に係る議員報酬は支給しない。

この場合において、当該議員報酬のうち既に支給したもの（以下「返納対象議員報酬」という。）があるときは、当該議員は、返納対象議員報酬を返納しなければならない。

（１）刑事事件に関して有罪判決が確定した場合、逮捕等期間。（２）刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合、当該刑事施設に収容された期間。（３）として、議決により一定期間の出席停止の懲罰が科された場合、当該一定期間。

４、一時差止処分に係る議員報酬の額及び不支給期間に係る議員報酬の額（返納対象議員報酬の額を含む。）は、各月における逮捕等期間または不支給期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りによって計算した額とする。

これが、報酬に関しての考え方であります。結局は、身柄を拘束されたり、議員活動が実質できない期間の分については停止すると。で、やむを得ず支給した分についても、返納対象議員報酬という形の分については、戻さなければならないという考え方かなというふうに思います。

で、第６条の２に期末手当の支給制限について挙げております。先ほどの議員報酬ですけども、こっちは期末手当の分です。これも、前条の部分に期末手当の支給についてありまして、その規定にかかわらず、市長は、基準日以前６カ月以内の期間において逮捕等期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間（当該基準日以前６カ月以内に係る部分に限る。）の日数に応じて、当該基準日以前６カ月の期間の現日数を基礎として日割りによって計算した額の支給を一時差しとめるものとする。

２、前条の規定にかかわらず、基準日以前６カ月以内の期間において不支給期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該不支給期間（当該基準日以前６カ月以内の期間に係る部分に限る。）の日数に応じて、当該基準日以前６カ月の期間の現日数を基礎として日割りによって計算した額は、支給しない。

第３条の２第２項及び第３項後段の規定は、前２項の場合について準用する、となっております。いわゆる差止処分の取り消しと返納対象議員報酬について、準用するということかなというふうに思います。

その次に、準用規定の中の４で、第２項の規定にかかわらず、基準日以前６カ月以内の期間において不支給期間がある議員については当該基準日に係る期末手当のうち当該不支給期間（当該基準日以前６カ月以内の期間に限る部分に限る。）の日数に応じて、当該支給日以前６カ月の期間の現日数を基礎として日割りによって計算した額は支給しない。

次、５について、第３条２第２項及び第３項後段の規定は第２項の場合について準用する。というふうになっております。

淡路市の場合でも適用があったというふうに思います。実際にこう出てきて判決が確定するまでの間、活動されとる部分については支給されると。ただ、勾留されたり等で実際に活動できない部分については、差しとめると。無罪判決が出たりすれば、またお支払いするというふうな意味合いかなというふうに思うんですけども。これについて、御意見等

いただきたいと、御協議願いたいと思います。

あと、以前、前回だったか、長期欠席の場合の扱いとかいう話が出てたと思うんですけども、それについては、それぞれ病欠であったり理由があつてのことであれば、なかなか難しいのかなど。当然、無断とかいうことになれば、それは、もう懲罰等で処分されることになると思うので、懲罰期間については、支給されないとかいうふうなことで対応できるのかなというふうに思いますので、特段、長期欠席ということについて取り上げる必要はないのかなというふうに思いましたので、今回は、逮捕等に係る分についてのみ入れておきます。

森上委員。

○森上祐治委員 事務局長にちょっとお聞きしたい。事務局に。ちなみに、全国的にその長期欠席の場合は、何かそういう規定ございますか。

○原口育大委員長 事務局長。

○事務局長（渕本幸男） 長期欠席の場合は、県下ではちょっと確認というか、しているのは、西脇市の場合、刑事事件のほか長期欠席もその中に入れて規定されております。西脇市さん。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 これは、病欠、病気療養なんかも入ってるんですか。

○原口育大委員長 事務局長。

○事務局長（渕本幸男） 西脇市さんの場合は、議員報酬の減額というところで、議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬はということで、規定されてます。ただ、これも先ほど委員長おっしゃったように、非常にほの欠席の理由、いろいろあると思います。その中で、適用しようと思ったらもうすべて適用ささなおかしくなるし、この部分だけ、この部分だけというのが非常に判断も難しい。そういう分があると思うので、全国的にはこの長期欠席、これは入れとるところは少ないと思います。西脇市さんもいろんなことがあって、こういうこと入れたという経緯があるようです。

○原口育大委員長 ほかに御意見ございませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員　　私、先ほどからいろいろ議論をお聞きしておりまして、議会改革特別委員会、私自身はこういう委員会を持つこと自体が大きな改革になってると思っています。今までの経験でこういうこともなかったしね。それで、そやから、ほな何もかもその改革をしていくんだという意味では私ないと思うんです。

それと、今の件ですが、やはり、その法律というのがありましてですね、やはり、疑わしきは罰せず、今回の検察のぶざまな対応を見ても、やはり冤罪ということもあります。ですから、やはり、議員があそこまでへりくだって、ほんなら逮捕された、即、その議員報酬カットというようなことは、往々にして無罪ということもありますんでね、私はやっぱりその法律に従って、現状維持でやっていくのが一番妥当というか正道じゃないかなと。それをいじるとね、そらもういろいろなこと、弊害が出てくると思うんで。私は別にその逮捕されても結局裁判とかがあって、それまでは推定無罪ですから、その判決がおいて、おりるまではですね、またその長期欠席については、これは医者診断書とかね、あれば当然、そら議員報酬もカットやいうのは私はおかしいなと思いますし、無断でもう長期やいうことはね、到底道義的にも許せることじゃないんで。私は、これはもう私個人的な意見ですけど、そないさわる必要はないんじゃないかなという意見です。

○原口育大委員長　　そしたら、仮に有罪が確定した場合は、その今支給した分について、この条例でいくとですね、返納対象議員報酬いう形で戻す義務が発生するというふうになっとるんですけど、そこら辺はどないですか。疑わしきは罰せずずっと支給続けたとして、有罪が確定した場合ですね、勾留されてた期間とかそういう分については、返納すべきでないかと思ったりするんですけど。

阿部委員。

○阿部計一委員　　私はもう結局、中央政界でもね、3年も4年も拘置されとって、そのまま給料もうて、すーっといっているようなことでも通ってると。それで、地方議会でそんなことはめったにないと思うんでね、そこまで枠をはめる必要はないんじゃないかなという、当然、そなん戻す必要もないと。これは私の意見ですんで、はい。

○原口育大委員長　　いかがですか。

疑わしきはという部分は、全協のときにも、全協だったかな、砂田委員からも出てたような気がするんですけども。その差しとめて無罪になれば全部払うし、有罪であれば没収してしまうというのが基本的な考えかと思うんですけど。そこら辺、方向としては何か条例が要るんでないかなというところは全協でいただいたので、その中身どこまでを当てはめ

るかについて、ちょっと議論いただけたらなと思うんですが。

森上委員。

○森上祐治委員　　ちょっとね、今の阿部委員の御意見、ちょっと確認したいんですが、従来、現状維持のままということは、一応、逮捕されますわね、まだ有罪確定してないというような段階で、近い将来に有罪が、議員活動ずっとやっていますわね。で、その間、勾留されたりすると。ところが、有罪が確定しても、その勾留された期間はもう何もしやと。もらったままやということなんですか。

従来そうだったかもわからんねやけども、近隣の市町、全国的、多分こういう形で進みよるんじゃないかと思うんですよね。こういう情報化社会で、議会の議員の動き云々で、報酬とかいろいろこう、目光らされとると。こういう、特に同じ島内で、淡路市がこういう条例をつくったということであればね、やはり、はっきりとその活動できないかんというのはもう出とるんですから。会社でも何でもそうですよね、欠席したらその分の給料はカットされる。これは当然のことであるし、この際、従来はそれで日本の世情からいうたらいけとったんかもわからんけども、どうもやっぱりそれでは、やっぱりその議会議員としても襟を正して、活動を実際できなかった場合についてはね、返納する、カットされると。で、無罪になったらもちろん、戻ってくるわけですから。やっぱりそのつくっとく必要もるんじゃないかなという感じがするんですけどね。

○原口育大委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　私も淡路市のほうは元同僚なんですけど、淡路市のように、やはり有罪が確定した段階で、逮捕されとったら当然議会活動というか、議会への出席もできらんような状況下にあると。当然、そのそういう期間に対する報酬はよ、ほらもう返還というのは今の時代としてはそういう方向で。ただ無罪、無罪が確定したときは当然、支給というかしていただく、これは当たり前の話であってやな。有罪が確定した段階ではやはり、逮捕されて議会へ出て来られへんやつは、そらもう返還はもうこれは今の時代としては森上委員と全く同感ですわ。

○原口育大委員長　　ちょっと整理したいんですけど、結局支給を停止するかどうかで、仮に、停止せずに払った場合は、有罪確定したときに返納対象報酬について返してもらおうと。それか返さなくていいかというふうなところに分かれるかと思うんですけども、条例つくる以上は有罪確定した部分については、やはり返納していただくなりは必要かなと。ただ、疑わしきの期間というか、そういう期間については、支給を停止すべきかどうかというふうについて、意見が分かれとるような気がするんです。だから、有罪が確定して、

勾留されてて議員活動ができてない期間については、支払うべきでない。戻してもらいか、そういう形で、とにかく払うべきじゃないという部分は一致してると思うんですけども。

谷口委員。

○谷口博文委員　私もちよっと理解不足やけど、だよ、要は逮捕されとったって有罪確定するまでちゅうのはよ、こら支給停止すんのけ、せえへんだ。

○原口育大委員長　この条例でいけば、一たんこう停止しとくと。で、無罪であれば払うし。

谷口委員。

○谷口博文委員　あ、そうかそうか。これはちよっと私もおかしいなと。ほれはおかしいなと思います。まだ有罪が確定、最高裁までいってやな、確定した段階でやな、というような解釈だったけど、それは、逮捕された段階ではまだほんまにわからんような状況なんで。

○原口育大委員長　その辺は今、阿部議員と同じような意見かな思ったんですが。

阿部委員。

○阿部計一委員　そういう一つの法律、野球でも例えば、そういうルールをきちっとしたグラウンドルールで、もうオフィシャルでやるともめへんけども、ワンベースとかツーベースというようなルールをやると、いろいろ弊害が出てくる。ですから、いらえへんのやったら、そのほうがええんでないかと。

ただ、今お二人の意見言われとった、有罪が確定した時点でのその給与、報酬の返還、これはあえて私も主張することもないと思いますけども。逮捕されてすぐに、もう有罪と決めつけて給与を停止というのはいかがなもんかなと。そんなふうには言い直します。

○原口育大委員長　細かい条文をですね、ここで確定させるのは無理やと思うんで、今という方向性として、仮に有罪が確定したら、勾留されてた期間とか議員活動できてない期間については、返納させるということでは一致させていただいてよろしいですか。

谷口委員。

○谷口博文委員　公務員と一緒によ、我々もそういう身分的には公務員なんでやな、ほんであの村木じゃないけどあの厚労省のよ、あの辺はどないなとったんか、わし公務員

のあれ村木、刑務所ほうり込まれて、あれかなり長期にわたって逮捕されてよ、あの取り調べを受けとった期間やけんど、あれは給与の支給はされとるわの。

○原口育大委員長            事務局長。

○事務局長（渕本幸男）            議員さんは選挙で選ばれた、市民の方々の選挙によって選ばれとるので、現状はこういうことです。ただ、職員の場合は、逮捕されますともう即、懲戒免職なりが出てくると。その時点ですよ、内容にもよりますけど、もうほとんどが懲戒処分されますので、当然、給料その時からないと。ただ、無罪やったということやったら、今度は復帰ということが出てったり、給料の支給というようなことも当然、そのときの判決後に出てくるのかなというように思います。

ただ、この議員さんの場合で、この結構裁判というのは長くかかります。その中で、確定したときに、その部分を仮に有罪が出たというときに、その逮捕、勾留されとった期間の分を返納せえというのがなかなかもう、そのときは、場合によったらもう通常の任期も終わるとるというふうような時期も可能性もありますし、非常にその返納請求をして、返納してもらおうというのがなかなか事後処理が難しい部分があるのかなというように思います。そこら辺があるんで、逮捕、勾留された期間については、わかった時点でもう差しとめしとくということをやっているのかなというように思ったりします。

○原口育大委員長            楠委員。

○楠 和廣委員            これ、国・地方を問わず、司法の判断が下った時点で、この報酬等が停止されるのやけんど、この逮捕抑留期間、勾留期間に対しての給料の差しとめが、議員活動からいうたら逮捕されて勾留されとるから議員活動はでけへん立場にあんねんけんど。これを差しとめるということは、なかなか現実的には可能なんか。

○原口育大委員長            事務局長。

○事務局長（渕本幸男）            このたび淡路市さんでも、現実にあったわけで、結局逮捕されて留置場なり、あるいは勾留されて、それで、一応もう調べが終わったら一応釈放して、それで、その後は議員活動してますよね。その間は別段やっぱり勾留されとる期間ではないんで、支払われると思うんです。それで、実際にも議員活動してました。それで、裁判のときは欠席になって裁判所に行くんだらうと思うんですけど。それで、最終的に確定がこの間あったというようなこと。その出席でけらん期間、それはもう、一定の期間ということになるんだらうと思うんですけど、もうすべて有罪が確定するまでの期間ということ

には限らないということになるのかなというように思います。

それで、刑事事件の中身にもよりますけどね。例えば、殺人事件とかいろんなことやったら釈放やしてくれませんわね。一応、ずっと勾留されたような形になると思うんですけど。中身によって保釈金払えば釈放されるというようなこともありますので、いろいろケース・バイ・ケースというものがあると思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 昨今、先ほどちょっと申し上げたんやけども、いわゆるその市民オンブズマンとかね、非常に議会とかいろんなその行政に対する市民の監視というのか、厳しなってる中で、こういう南あわじ市のこう田舎のほうでも、多分、めったにないことやけども淡路でありました。そういう議員が勾留されとると。

あの議員の今勾留、まだ刑は確定してないけども、逮捕された時点でやで、何日間かもう10日とか20日とか勾留されとるねんか。あの間給料は払とんのか払てないかというの聞かれたときに、「我が市の条例では払うようになってます」やいうてなったらやな、「ほんなんちょっとおかしい、甘いんとちゃうんか」というような議論が沸騰してくる可能性は多分にあると思うねんな。だから、その辺はちゃんと一応差しとめてますというふうなことでしとったら納得してくれるんじゃないかと。何もやましいこと一切ないと思うんやけどね。

○原口育大委員長 いかがですか。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時35分)

(再開 午前11時45分)

○原口育大委員長 再開します。それでは、議員報酬等の逮捕等による議員報酬の支給停止等につきましては、今、協議いただいた中で、全協のほうで制定する方向で承認をいただいておりますので、当委員会としては、議長に対して、逮捕等により議員活動ができない期間のものについては、報酬を支給を停止するというふうなことになる条例を制定する方向でいくということを議長に答申をさせていただいて、議長の判断をもらいたいというふうなことにしたいんですけども、それでよろしいでしょうか。

阿部委員。

○阿部計一委員　　いや、ちょっと待ってよ。私もね、それなりに元議長さんとかいろいろこうね、この問題についてはお話もしたんや。それで、要は、そういう法律があって、もう逮捕された時点で、もう報酬をね、どうこうやいうのはそらおかしいんちゃうかと。ただ、その有罪が確定した場合には、そらもちろんそういう返還を求めるといようなことでは、私も問題ないと思うんですけども。そういう解釈じゃないんですか。

○原口育大委員長　　そうしましたら、結局、逮捕されて議員活動できない期間については、返還になるんか、もう差しとめておいて払わないことになるんかも含めてですね、とにかく、活動できない期間については支給しないということを決める条例をつくるということで、答申してはどうかと思うんですけども。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　今、有罪を確定後ということを入れるか入れないかという話やね。

○原口育大委員長　　返還を求めるとい部分にすると、一たん払ったものが取り返せるかという部分が残ってくるんで、支給しないということにしておけば、それ、後の、今言われた、停止するんか一たん払っとくんかいうことは、次の段階で検討いただけるんちゃうかなと思って今提案申し上げとんねんけども。だから、有罪確定したらとにかくその支給しないわけ。

森上委員。

○森上祐治委員　　先ほど私も申し上げたようにね、やっぱり、その逮捕されるということとは社会的には非常に重みのあることやと思うねんな。ほら検察いろいろその冤罪とか、結果的にはそういう冤罪とかいろいろあるんだけども、公的な仕事、公務員であるとかも我々もそうやけども。だから、その逮捕されるとかいうことは社会的な反響は非常に大きいと。で、さっき申し上げたように、非常に最近は公務員とか議員、議会に対する市民の目が非常に厳しくなっていると。そういうときに、逮捕されて議員の報酬なんかどないなっとんのかなという当然聞かれる可能性はあんねん。そのときに、一応差しとめてますというんとね、まだ有罪確定ないんですから何も触れませんか、その辺の印象の問題ももちろんあるし、やはり、返納を求めるとかそんな文言まではいかんでもやっぱり一応差しとめるぐらいはね、そういう措置はやっぱり議会としてはやっていく必要があるんちゃうかなと思います。

○原口育大委員長　　暫時休憩します。

(休憩 午前 1 1 時 5 0 分)

(再開 午前 1 1 時 5 8 分)

○原口育大委員長 再開します。

それでは、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 5 9 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

○原口育大委員長 再開いたします。

休憩前、逮捕等による議員報酬の支給停止について、いろいろ議論がございました。その報告、中間まとめの内容なんですけども、なかなか結論、最終的な部分ではちょっと詰まらなかったの、一応、案としまして、ちょっと読み上げますけども、あつてはならないが備えておく必要があり、早急に条例化するというふうなことで方向性を出したいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。で、そのそういう報告させていただいて、議長のほうでまた、必要であれば、次の特別委員会等に条例化を支持していただいたら、また作業させていただくというふうなことで、先ほど来問題になってる点については詰めたいなというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 それでは、次に次第で 3 番ですけども、委員会調査報告について (別紙 2) ということで、議会改革特別委員会調査報告 (案) というのを出しております。これについては、委員会の報告事項になりますんで、後、もうこの後、議会報告会等予定してます。そういうものが終わった後で、最終の特別委員会を開きたいなと思ってまして、そのときにこれにもうちょっと補充したものをつけて、全体を網羅した報告書として仕上げたいなと思ってます。ここには一応幾つかの上がってない部分もありまして、これに一通り一年間かけてやったことについて、全部網羅したものをつくりまして、最終回ときに検討いただいて、承認いただけたらというふうに思ってまして、今できてるのはこれだけです。これに対して、もうちょっと委員長・副委員長のほうで、検討させていただいて、最終の 1 1 月中ごろ以降になると思いますけど、最終回ときに再度提案させていただくということで御了承願いたいんですけども、よろしいでしょうか。

谷口委員。

○谷口博文委員　　この別紙2やけど、これもね、最初午前中に議論させてもうた、この任期の件で最後の任期2年、これだけちょっとまたええような表現でお願いいたします。

○原口育大委員長　　これ事前につくったんで、きょう議論出されたことについては、十分検討して委員長・副委員長で修正して出したいと思ってますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次、議会報告会についてということで、これ別紙3に編成表、それと実施要綱、それと洲本市会がそういうことをすると、報告会をするという新聞記事を載せて出してあります。

まず、実施要綱については、この前の全協で出た意見を踏まえまして、修正を加えてあります。念のため、もう一回、そしたら朗読させていただきます。

#### 南あわじ市議会議会報告会実施要綱

##### (目的)

第1条 この要項は、議会運営状況や課題の取り組み状況等について、説明責任を果たすとともに、意見や要望等を聞き、市民と意思の疎通を図るため、議会が主体となって市民との連携により実施する議会報告会（以下報告会という。）について、必要な事項を定めるものとする。

##### (実施時期等)

第2条 報告会は、班単位とし、定例会後おおむね1カ月後に実施する。2、報告会は旧4町地区と沼島地区の5地区で開催する。

##### (報告内容)

第3条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議会の活動状況
- (2) 予算等の審議状況
- (3) その他重要と思われる事項

##### (報告会の役割)

第4条 報告会における司会進行、報告者、記録者は、それぞれの班において協議し、調整する。なお、答弁は全員で行うものとする。

##### (編成及び構成)

第5条 班は4人または5人で構成し、4班編成とする。

2 班編成では常任委員会が偏らないよう、会派代表者会議で調整する。

3 班に代表者を置き、構成員の互選により決定する。

##### (会場等)

第6条 報告会の日程及び会場については、班の代表者と各地区の代表者等において協

議し、決定する。

(記録)

第7条 報告会の記録は記録者において要点記録する。

(報告会)

第8条 報告会は2時間程度とし、次第はおおむね次のとおりとする。

(1) 開会あいさつ 班の代表者

(2) 議会報告 班の報告者

(3) 質疑応答

(4) 意見、提言等

(5) 閉会あいさつ 班の代表者

(資料)

第9条 報告会での配付資料は共通資料とし、必要がある場合は各班において適宜準備する。

(結果の公表等)

第10条 報告会において出された意見、提言等は、報告会終了後、班の代表者が議長に文書による報告書を提出するものとする。

2 前項の報告書は市議会ホームページに掲載するものとする。

3 市行政に対する要望、提言等で重要なものは、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告するものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、議会報告会の実施に当たり必要な事項はその都度議長が定める。

となっております。アドバイザーの件であったり、につきまして、削除させていただいて、こういうふうな要綱に修正をいたしました。検討いただいて承認いただけたらというふうに思います。

谷口委員。

○谷口博文委員 私は、洲本市議会のこの議会報告会のやり方をちょっと聞いていたら、このたびは初めての試みなんで、全議員が出席して実施すると。それで、各常任委員会が委員長からの報告を主にやりたいというようなお話やってんけど、私もほら市内4班かに編成した段階で、同じような同一のやっぱり報告をせないかんと思うねんけどよ。このあたりはそういうふうな理解でよろしいね。

○原口育大委員長 いろんなやり方があると思うんですけども、先進事例見てたら、小学校区単位で回ってみたり、もっともっと小さい単位で回ったり、あるいは、全体でやっ

たりというふうな、いろいろなやり方があると思います。もちろん、説明する中身というのは、基本的には、事前に統一の資料を準備して、やっぱり議会報告ですから、議会の中でのことに限定して報告するということになると思います。あとは、やっぱり代表者会等でそこら辺の運営とかについては、協議願いたいなど。できるだけはやり、隅々までいけるようにするためには、洲本市さんのような全員でいくということになるとちょっと大変かなど。将来のこと考えてですけど、もっと小さい単位で回数とか会場の数とかいうことになるのであれば、今回4班編成ですけども、それぐらいでやってみて、次のことを検討するのがええんちゃうかなというふうに思って提案をさせてもらったんです。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長      この第9条での報告会での配付資料は共通資料とし、必要がある場合は各班において適宜準備すると。各班においてとあるんですが、これは一応、議長のほうにこういう書類を配付しますよという届け出がなければ、各班でつくった資料について「何やこの資料は」というような、もし苦情があった場合、議長が「いやおれは知らんと、勝手に各班で決めたんや」というふうな形になりますとね、議長がこれを報告会を開いてるんやないかというふうな形でもし、言われたときの対応にも困るのではないかと思うんですが。この点は、事務局のほう、どないですか。これは別にこういうふうな配付資料等は各班で用意して、それは別に議長のほうにとか報告とかせんでええもんですか。

○原口育大委員長      事務局長。

○事務局長（渕本幸男）      もちろん、おっしゃるとおりやと思います。条文化はできてませんが、もう当然、4班編成になる以上はやはり、そこら辺の統一した部分も要りますし、また、特にとということがあれば、それを4班それぞれで確認する必要もあるし、そこら辺はやはり、今、熊田副委員長さんおっしゃったように、議長へ届けて承認というか、そこら辺の確認をしとく必要があるのじゃないかなど。それを、この条文の中に、そこら辺を入れるかどうかという部分は、また必要があるかどうかは、そこら辺は、また協議していただいたらよろしいんですけど、当然、そういう必要があるのかなというように思います。

○原口育大委員長      前回の要項では、議長はオブサーバーとしてという部分もあったんですけども、それも議長は当然、各委員会にもこういうふうにオブサーバーとして出たいただいとるということもありますので、あえて書かなかったということで御理解いただきたいと思います。

谷口委員。

○谷口博文委員　　もう一つ確認やけど、この班編成等はもう会派代表者会で決定していただいて、あとは、もう会派代表者のほうでこの地区割りとかいうやつはもうやっていたとくというように理解してよろしいですか。日程とか、その辺は。

○原口育大委員長　　別紙3のほうに一応、編成表の枠だけつけさせてもらってます。A B C Dのそれぞれの担当地区のところへ、明日開いていただける予定ですが、会派代表者のほうでそれぞれ議員の名前を入れていただいて、調整を願いたいなというふうに今、思ってます。その中で、実施要綱に基づいて、発言内容の申し合わせであったり、そういうことは当然、していただかんといかんのかなと。

で、会場についても、それぞれの旧町と沼島の会場は入れてありますので、あとそれをどこでやるかということについては、代表者だけでは決められないと思いますので、一応、班編成ができ上がったら、次の機会にそれぞれの班の人の中で協議いただいて、西淡だったら、阿那賀でするんか湊でするんかとかいうことについては、その班の中で決めていただいて、地元を示していただくというふうな作業が要るのかなと。

日程的には、明日代表者会開いていただいて、その後、庁舎の特別検討委員会等もあるみたいなので、そういう全員に近い人が寄るような機会にでも、そういうことを図っていただけたらええんちゃうかなと。で、広報に載せなあきませんので、その締め切りが20日になってますので、それまでには地元とも会場の設定とかも詰めたなというふうに思ってます。

谷口委員。

○谷口博文委員　　私、もう日程、会場等も会派代表者会に一任してやっていただいたら、それで私は結構やと思うんですわ。

○原口育大委員長　　明日の代表者会にそういうことも諮っていただいて、そこで決まるんだったら決めていただきたいと思いますし。

森上委員。

○森上祐治委員　　このたびは、旧4町と沼島の5地区ですよ。これは、ちょっと私も聞きもらしとったんやさかい、南淡と沼島は同じメンバー行くわけ、行くになったん。両方は一緒か。日違とって2回行くわけやね。

○原口育大委員長　　いや、すいません。ちょっとこれも前回、議員定数のときに、沼島はどうしても漁師さんの仕事の休みの日で昼間という制約があったので、その日の午後に

やって、で、夕方から旧町のところでやって、1日に2回やっていただいたということがあって、それでええんちゃうかなというつもりで出してます。もしかしたら、日を別にせいかという話になったら、調整願いたいと思うんですけど。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長      あと、各常任委員長が例えば、緑に集まってしまうようなことがないように、常任委員についてはできるだけ振り分ける、常任の委員長については、振り分けるという形を考えるというのは、どうですかね。そのほうが、ないかもわかりませんが例えば、1カ所に各常任委員長が3人並んで、入って、各、違うところでは全くその常任委員長はだれもないというような形というのも、何か差があるというたら失礼ですけども、議会の報告やら差はないと思うんですけど、そこら辺の細かいいきさつとかいろいろなことで話がしてもらえる可能性もあるので、できたら常任委員長については、各会場配るとかいう方法はどないでしょうか。

○原口育大委員長      明日、代表者会で熊田副委員長も出られると思うので、そういう意見も出していただいて調整されたらええんちゃうかと思うんですけど。いかがですか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      この報告会の基本が、やっぱり議会だよりっていうのが一つ大事な資料になるのかなというふうにも思うんですけど、そのあたりいかがですか。

○原口育大委員長      他市の事例見ても、議会だよりを御持参下さいみたいな形でやられて、あと、資料を用意されとると思います。初めてのことで、私としては、議会事務局がいつもつくってる議会の概要。これは、視察に来たところに渡したりして、委員会の構成であったり、これまでの議案の処理の状況であったり、1年間分出てるとしますので、そういうものもその二つについては、基本的につけてはどうかなと。で、あとは、班でまた協議願ったらとは思ってますけど。

もちろん、ただ、これもう議会に任せてしまうという形になりますので、基本的には、班でどういうものをとということまで決めていただいて、代表者会で決めていただいて、必要であれば、また私らでつくる物があつたらついたらとは思いますが、基本的には、その二つを基本の資料として、あとは、代表者会等で協議して、内容もある程度意見いただけたらどうかなというふうに思いますけども。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      ということは、共通資料について今の話ですけども、議会の概要とい

うのは共通資料ということで、あとは、例えば、来てくれる人にできれば御持参くださいというような話にするんですか。

○原口育大委員長　　持ってきてくれない人には渡るようにやっぱりこっちでも用意しとかなあかんと思ってますけど、議会だよりは。あと、議会の概要はこっちから配ったらどうかと。それ以外の資料については、明日の代表者会等で議論していただいて、こんなものが必要やということになれば、もし、それを特別委員会でもつくれということになれば、また相談させていただいて、つくらせていただこうかなというふうに思いますけども。

阿部委員。

○阿部計一委員　　前も全協でも結局、市民の皆さんが、その来る来んは別として、やることに意義があるといわれる議員さんもおられたんですけども、私はやはり、やるからには、ある程度動員というか。そういう町内会長さんとかいろいろなところへ協力を求めるということも、意味があるんじゃないか。ただ漠然と議会報告会ということでやってもね、果たして、市民の皆さんが関心を持って来てくれるか。やることに意義ある。これは確かにそうですけども。それはもうやりっ放しやったらね、そら悲惨な状況になるんちゃうかなと私は思うわけですけども、その辺は、委員長何かこう、考え方持っておられるんですか。

○原口育大委員長　　要綱の中では、報告会の日程及び会場については、班の代表者と各地区の代表者等において協議し決定するというところで、代表者会のほうで班編成なりこう、固まりましたら、各地区の代表というか、区長さんとかにもお知らせして協力お願いするのは、やっぱり必要なようなこととは思ってます。あと、広報誌だったり、さんさんネットであつたりで、できるだけ広報できるようにして、議員個々にもぜひ、有権者の人に1回呼びかけてもうたらどうかというふうには思ってますけど。

阿部委員。

○阿部計一委員　　それと、代表者会である程度の編成をされると思うんですが、やはり、各常任委員会の振り分けというか、そういうことももちろん偏らんような形を取られると思うんですけども、結局、これ、ゆづるはクラブが一番上に書いてあるんですが、ゆづるはクラブからそういう振り分けをして、各地区に振り分けるというような形ですか。

○原口育大委員長　　恐らく、1回シミュレーションはしてみたんですけど、それぞれのクラブでA B C Dのところには偏らないようにというか、とりあえず入れてもらったものを

持ち寄って、それで、やっばこう駒を動かすように調整せなしゃあないんちゃうかなというふうに思いますので、第一段階はやはり、各会派から緑はだれ、西淡はだれという形のものを持ち寄ってもらわんと話にならんのかなと。その中で、常任委員会なり委員長なりが偏らないようにという配慮をしてもらったらなというふうに思っています。

楠委員。

○楠 和廣委員 報告会への住民への働きかけに対して、議員さん、またいろいろ、それぞれの議員を応援する方々をお願いするということだったんですが、前に、行政報告会が執行部のあれであったんですけど、議会報告会もやはり、そういった自治会の方々に議会報告会があるさかい、そういった周知、啓蒙を考えておるんか、聞かせていただきたいと思います。

○原口育大委員長 そこまで私が言うてええのかどうかわかりませんが、ぜひ、自治会にもお願いするような文章でもつくらせてもらって、協力していただけたところは回覧していただくとかいう協力を求めたらええんちゃうかなというふうに思っています。動員とかいう意味でなしに、やっぱり告知して、ひとりでも多く来てもらえるようにする努力はやっぱり要ると思うので、そういう範囲では独断、強制的にとかではないので、協力要請というのは積極的にやらんといかんやろなど。前は、広報車回したりもしたかなと、定数の時は回さんかったですかね。広報車は回さんかったですかね。なかったですね。そこまでやるかどうかはちょっとあれですけど、できるだけ多くが集まるようにしたいなと思っています。

柏木委員。

○柏木 剛委員 今回11月にやるんですけども、その報告する範囲っていうのは、大体どんな範囲で、議会の状況を伝えるとすれば、例えば9月議会であるとか6月議会とか3月とかありますよね。で、今回はどんなふうに範囲は考えてますかね。

○原口育大委員長 一応、定例会終了後1カ月ぐらいというふうな書き方してるので、議会だよりの最新号を持ってもらってということは、9月の決算議会の1カ月のことを報告するのが基本かなと思うんですけども、ただ、議会の概要を配れば、1年間、それ1年間の議会の様子いうのが出てますので、そういう意味では、議会全体の活動がどうやったかという話になると思うし、議会で起こったことについては、質問が出ればですね、報告したらええと思いますし、こちらからの一応2時間の行程の中で割り振りするとしたら、9月議会のことについて報告をされて、あと、議会の概要についてちょっとこう、わかりやすくまず、議会の役割とかを報告されるのがええんちゃうかなと。

柏木委員。

○柏木 剛委員 2時間の範囲ですけど、その代表者がもうすべてを話し切るという話。まずはね、報告するというか、考え方のようですけどね。そうすると、どのくらいしゃべって、意外に質疑の時間がなかったりすると困ったりするかも知らんので、その辺、何かうまいこと役割分担ができるのかできないのか、ぜひ、議論してほしいなと思うんですけどね。ひとりが多分1時間しゃべるのはなかなか大変でしょうし。

○原口育大委員長 一応、4条で司会進行と報告者と記録者というふうにしてますので、最低3人はまず要ると。で、代表のほうであいさつしてもらったりというのがありますが、実際には報告自体はですね、記録者も含めてでもええか、記録者以外になるか知りませんが、全員でするぐらいのつもりで割り振られたらいいんじゃないかと思うんですけどね。初めてのことで、なかなか難しいことも実際には出てくるかと思うんですが、洲本市さんも計画されておりますし、ぜひ、負けないように頑張りたいなというふうに思います。

森上委員。

○森上祐治委員 今のその報告の内容なんですけどね。基本的には班で考えたらええということなんですけど、資料は用意しといてもうてね。できたら、最低これとこれとこれとこれぐらいは報告しましょうというのは、テーマっていうか、どこかでつくってうたら、各班とも代表者の人がつくりやすいんじゃないかと思うんですけど。

○原口育大委員長 そない思いますから、明日の代表者会での意見聞いて、そういうものを調整するのがええのかなと思ったりするんですけど。それと、議会報告、メニューとしてやったときに、今度質疑の時間で議会に関係ないこととか、そないすっきりと線は引けれへんと思うんですよね。で、どうしても要望は別として、個人的にどない考えとるとか、いろいろ質問が出たりする部分もあるかと思うので、そこも、明日の代表者会の中で、ある程度、自主ルールというか、つくっていただかないと難しいのかなというふうに思ってますし、もちろん、オフレコちゅう話で多少脱線するのは仕方ないのかなと思ったりしてるんですけど、その運営についても、大分気を使う部分かなというふうには思ってます。ただ、なかったことを報告、言うわけにはいきませんので、議会報告いう前提やと。

谷口委員。

○谷口博文委員 我々、議会報告なんで、ほら4班に編成したところで、統一したやっ

ぱり資料の提供をし、統一した、そら議会からの報告でなかったらぐあいが悪いと思とんの  
のでよ。で、例えば、9月委員会をすんのやったら総務委員長報告であったり、産建の委  
員長の報告であったり、文教の委員長の報告であったりということを、議会で審議したこ  
とをあれすると。ほんなら、例えばさまざまな委員長、その中での質疑に対してやったら、  
ある程度こういうこと議論されたということがわかんのでやな。だから、私は議会だより  
か、それと、例えば9月議会の各常任委員会の委員長報告等をした文面を統一の資料とし  
て報告したらええし、ほんで、そのときに総務委員長報告のやつの質疑やった中でどんな  
議論がされましたかとか、また、鳥獣がどうじゃこうじゃというのが出てきたら、その各  
委員会から議論されたことを質問に対しては答えられるような方法がええと思うし、そら班  
ごとによって、そら個々、各地区によって議会報告がばらばらやいうことは、そんなもん  
何のためにしよるやわからん話であって、個人のあくまでも議員、一個人の見解を発言す  
る場でもないし。そやから、そこらはもっとしっかりとした同じルールにのっとり、同  
じ内容で議会報告を開催しなくてはいけないと。で、中身については、例えば9月議会で  
委員長報告されたようなことを報告すべきやし、これやったら皆共通の認識でやな。私は  
賛成したや反対したやいうて、そんなこと議論する場でないし。そやから、その辺はあく  
まで明日の会は、代表者会は常識ある判断していただけると思うんで、それは、もう会派  
代表者会で人選なり、会場なり、議会の内容、報告内容を審議していただければ、もうこ  
の場で議論することもないんで、もう速やかにここは終結して明日に任せましょう。

○原口育大委員長　　確かに、今、先に言うた二つの資料プラスその委員長報告的なもの  
は、まとめて報告せんとなかなか話題としては広がらんのかなと思ったりするんで、それ  
は、明日提案させていただいて、協議願えたらというふうに思います。

それでは、議会報告会についてはその辺でよろしいでしょうか。

それでは、その他の項ということで、資料はお配りしてないんですけども、幾つかちょ  
っと相談したいと思います。

それはまず、体系表を配ってないからわかりにくいかな。監査委員の出席というのを、  
今回9月議会でしていただいたわけですけども、これにつきましては、委員会の説明委員  
の範囲の中で、9月議会については、決算が上程されるため監査委員への出席の要請を定  
例化する方向で調整するということに対しまして、定例化について、執行部との調整を行  
うということで、今回試行をしました。その中で、9月の定例会の中でですけども、今回、  
委員会で、決算委員会で実質的には初日冒頭だけ出ていただいたということでしたので、  
当初、調整の中でそうなったわけですけども、9月議会にというた場合は、やっぱ本会議  
への出席を想定してたのかなという部分もありました。そこら辺、検討結果として、最終  
載せるときにどういうふうにしたらええかなというのがまず一点あります。

それと、もう一つ、特別委員会の設置の中で、議会広報広聴委員会を常任委員会化する

と。ただし、これについては、議員定数24のときにそういうことで、その前の28のときですね、検討を図るといふふうになってまして、その後24になり20になりましたので、再度検討するといふふうになったままになっておりました。常任委員会は必要ないといふことで、一応の結論は出させてもらっとると思うんですけども、それも、ちょっとしっかりとした報告するとしたときに、結論としてええものかどうか。

それと、もう一点、予算決算特別委員会については、予算審査特別委員会は全員で委員会を設置すると。で、決算は監査委員が入らへんわけですけども、今年度予算決算委員会で試行するといふことで、3月と9月でそれぞれ1回ずつ試行が終わりましたんで、これからの方向づけいふ部分も、ある程度反映させて報告にしたほうがええのかなといふ、その3点がちょっと、この特別委員会の調査報告をまとめるにあたって、意見をお聞きしておかないかん点かなといふふうに思いましたので、今ちょっとその他のほうで出させていただきました。その今3点について、何か御意見ありますでしょうか。

阿部委員。

○阿部計一委員　　監査委員というのは、もう呼ぶということにもうこれ決まっとんのけ。決まってるんですか。

○原口育大委員長　　これはだから、この前の検討結果としては、9月議会はさっき言いましたけど、9月議会は決算が上程されるため監査委員への出席の要請を定例化する方向で調整するといふことで、まだこれ運用基準等には規定はしてないですよ、まだ今の現時点ではね。だから、それを今回のことを踏まえまして、もし定例化するのであれば、運用基準に規定するところまでいかなんのかなと。今回、試行的にああいう形で出ていただいたことについて、評価していただいて、もし、こうやるべきやといふことであれば、特別委員会の報告として、そういうことをきっちり盛り込まないといかなんのかなといふふうにするんですけども。

森上委員。

○森上祐治委員　　その監査委員の出席なんですけど、確かに、そういうことを議会改革のほうで方針を出して、過日の議会運営委員会でも今回呼びしようといふことで、代表監査委員に来ていただいたんですけども、実は、その前の日に、ちょっと事務局に聞いて、というのは、初めて来ていただくので、できたら、できたらですよ、通告をしておいてもうたほうがええなといふことで、各議員さんに連絡してあったんですけども、「何名ぐらい通告ありましたか」いうたら、「だれもありません」といふことだったんで、せっかく来てもらうのに、何ももしも質問なかったらちょっと失礼かなといふことで、私も急遽、ちょっと通告文書いてね、出したような経緯があります。これ決まったとき、私も監査委

員にどんな質問するんかいなというようなちょっとこう頭よぎったことあるんですけども、一応、決まった以上は今回やるということだったので、その辺も、お呼びする以上はね、向こうも仕事休んで来ていただいとので、その辺、やっぱその迎えるほうもそれなりの態度ですね、やって来ていただいたらと思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私は監査は議会代表、学識経験。これはもう監査で、監査をされた結果が出た物を、我々が決算委員会で4日間に渡ってやってるわけやな。ほんで、ほんま言うてそれ、私もこんな、今回も監査呼ぶということには、ほんまに経験も初めてですけどね、あんまり必要でないようにも思うんです。それで、4日間もあれだけ一生懸命その念密な議論を交わしてね、議員本人がそれに対して、賛成か反対かを表明したらええことであって、監査は既に結果が出てるということも含めてね。

それともう一点、やっぱり4日間やってましてね、これは、自分も反省せないかんことやけども、やはり、もうちょっとこう端的にね、監査の使い道についてこう質問しよるわけやな。それを、関連、もう何か一般質問みたいな形でやね、もう延々やられるようなところもあるわけ。そやから、そういうことも、これやっぱり議会改革の中でね、議員個人がそれぞれ自覚して、やっぱり執行部にも端的な答弁を求めないかんけど、議員みずから何を聞くんかということ、その問題について言わなんたら。もうそれを何や回りくどい言い方で長々とやりよる人もおりましたけども、そういうことも委員長ね、やっぱり、かなり、それでなかったらもう質問回数もある程度決めるとかせなんたら、そらほんまにこう長々とね、とんでもないことをその出よる場合もあるし。その点、私も含めて反省せないかんと思うんですけど、その点も一つ、この辺でそういうことも各議員さんにね、1回議論してほしいなと思います。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も監査委員というのは、あくまでも決算監査というか、そういうわけなので、それを出席を求めて何を聞くんか、監査結果のとおりです言われたら終わりなんでやな。そこらは、何でこんな呼ぶんかなというような思いがありますので、この辺は別段、監査委員を出席を本会議であろうと、予算決算であろうと、出席要請する自身が、私は監査というのをどういう認識でとらえとるのかなというような思いがあんねんけど、それ以上でもなしそれ以下でもなし、あの監査報告書のとおりですという御答弁しか監査委員は、それ以上それ以下の発言はできらんとと思うので、その辺、僕は出席を要請するのはどうかと、いかがなものかなというような思いがいたします。

○原口育大委員長　　確かに、監査の報告というか、意見書はつけて上程されてきとるので、それ以上の物というのは、答弁求めても難しいのかなと思ったりはするんですけどね。ただ、先ほど言うたようなことで、定例化する方向で調整するということがありましたので、今回、試行的にああいう形になったのかなというふうに思ってます。その結果を踏まえて、今、谷口委員の意見も当然のことやと思いますので、検討に加えていただいたらどうかなというふうに思います。

行政委員会ということで、選管の委員長であったりも、呼ばれたことがあったような気がするんですけど、それと監査いうのはちょっとちゃうのかなという気は、今言われたらするんですよ。だから、そこら辺、その行政委員会の長については出席要請を行うということで、もう決めてますので、それはそれでええのかなと。監査については、今回、調整を行った上でああいう形で実施しましたので、まだそこは結論としては出てないというふうに今、認識してますので、議論いただいたらええかなというふうに思います。

出田委員。

○出田裕重委員　　監査についてですけど、もうほんま素人意見ですけどね、いろんな総会行ったら、必ず監査の方いうて、監査報告してますわね。議会じゃなくて。それがどないしたと言われればそこまでなんですけど、僕の場合は、本会議の初日とかにおるのかなと思ったりもするんですけどね。決算委員会でもなくてもね。何かそんな雰囲気を感じたりしますけど、はい。

○原口育大委員長　　これは、他市ではそういう席設けてあるところちゅうのもあるんですかね、大分。

事務局長。

○事務局長（淵本幸男）　　他市の場合、設けとるところもございます。それは、もう9月定例と言わず、設けているところもあります。ただ、その場合は、常勤監査委員が多いかなというふうに思います。

○原口育大委員長　　これはどないでしょうね、今、常勤ではないので、なかなか難しい部分もあったりすると思います。だから、行政委員会の長の場合も、要請があつたら出ると。ただ、監査なんかの場合も、やっぱり、今回通告がなかったですけども、やっぱり必要であれば出てもらうかも知らんけど、やっぱ何もないのに、常に常勤でもない人におつてもらうというのもどうかなと。監査報告書はもう出とるわけなんで、と思ったりするんです。だから、これ行政委員会の長に似たような形ででも調整させていただいて、この定

例化する方向で調整するとなっていましたけども、必要があれば出席要請するぐらいのところでとどめておかないと、ちょっと、実際の運用上は監査委員に負担かかり過ぎるのかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

事務局長。

○事務局長（渚本幸男） それぞれ執行部というか、市長、それと行政委員会、監査委員も行政委員会の一つに含めれば、それぞれ最初の段階で、議長から出席要請します。それで、するんですけど、今度出席、この出席しますよという報告があるわけなんだけど、そのときには、それを監査委員であったり、選挙管理委員会であったりの部分については、委任というか、そういった形で、局長がかかわって出席するというようなことが、今の通例です。

○原口育大委員長 検討結果で、定例化について執行部との調整を行うというふうになってましたので、その定例化いう部分をそのまま残すべきかどうかということになっと思うんですけど、今の局長の話ですと、一つの行政委員会の長として考えれば、行政委員会の長と同じような扱いで、必要だったら、必要な場合は出席要請を行うぐらいのことにとどめてはどうかと思うんですけども。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 監査報告意見書は出てるので、その意見書に対しての質問ということになると思うんですよね。ですから、今回たまたま通告がなかったということですけども、今後もそしたらないかという、ないとは言いきれない。ですから、質問通告ということの形式を踏襲をして、その中で出席要請を図ると。通告なければ、要請する必要もないと思うんですけども。だから、そういうことは、できるということにしておいたほうがいいんじゃないんでしょうか。

○原口育大委員長 今、蛭子委員の意見ありましたけど。

森上委員。

○森上祐治委員 通告ということは別にしてというような今、意見あったんですけど、議会運営委員会での話ではね、監査委員さんのほうから、出席ということについては、できたらですよ、事前に通告して。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　だから、通告をして、通告をした上で、通告がなければ、別に来る必要ないけれども、通告があれば、来てもらうというふうにしたらいんじゃないですかということ。

○原口育大委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　ちょっと聞き間違えた。すみません。やっぱ通告したらんとあれですか。

○原口育大委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　これは、もうちょっと意見またちゃうんやけども、やっぱりそうなってくるとね、そりゃやっぱりこれ、市長がそういう学識経験、議会は我々が選んでする。学識経験の適当やと思う人を選んで来ていただいて、意見書が出てる。我々は、その決算にのっとして、それが正解か不正解かいうことを審議するんでね、そら、先ほど委員長が言われたように、よっぽど必要があったときは、そういうことにせざるを得んけども、選管なんかは、今回は投票場が大幅に縮小されたということで、当然、どういうことやったんかと。これは、当然、疑問を抱くので、それが正解やと思うんです。けど、監査の場合は、やはりかなり慎重にね、結果を十分考えて、一応そういう意見書つけて出されたもんやから、議会でそれをまたね、どうこうやいうことはね、いかなもんかなと。それであれば、もう監査委員を選ぶときにやな、既に、そういうこともちゃんとした中で、やっぱり承諾をもらうという方法にせなんだらね、こらなかなか、今までの私も長いことやってますけど、監査委員を議会へ呼ぶというのは初めてですし、何かあったのかなと思ったら、別にその日に質問用紙を用意してるような状況でやな、何のために呼んだのかなというような印象を受けたんですけどね。その辺、やっぱり慎重にやってほしいなと思いますわ。

○原口育大委員長　　楠委員。

○楠　和廣委員　　委員長は、先ほどから定例化に向けてまた、検討するという事なんで、一つのこの議論の中で、必要と認めれば来てもらえんねやさかい、やっぱり別に定例化に関して、検討する必要はないんでないかと思うねんけど。

これは、選管にしても、監査委員にしても、必要で、また通告があれば出席がしてもらえる状況なんで、別に定例化の文言等については、要らんのじゃないかと思います。

○原口育大委員長 要請する、必要とあれば要請するというのは当然のことで、それに必ず応じなければならないということまでは、難しい場合もあると思うんですけど、要請する権利というか、要請する道というものは当然、開いておかんといかんのかなというふうに思いますので、この定例化という部分は削らせていただいて、必要があれば要請するというので、まとめてはどうかなというふうに思います。

そしたら、特別委員会のあり方の中で、予算決算なんですけども、今、この前、3月に報告させてもらってるのは、先ほど言いましたように、試行すると。予算は全員で、決算は監査委員を除いて、全員で構成して今回試行するというので、3月と9月に実際に行われました。で、このままでいいのか、あるいは、今、私個人的に考えるのは、予算については、常任委員会にしてはどうかなというふうに思いました。というのは、一般会計の補正予算等が出たときに、総務に付託になるわけなんですけども、内容によっては、総務以外の案件だけの付託とかいうようなことも往々にしてあって、そこに担当の所管の委員が加わってないという中で、補正で審議されておるといふのには、ちょっと違和感があります。で、連合審査とかいうことも考えれると思うんですけども、すっきりした形にするのであれば、今、もう予算委員会については、全員参加ということになっとるわけですので、常任委員会化するのも一つの方法じゃないかなという、これは個人的な意見ですけども、そういうふうに思ったりしてます。今回の、3月と9月の結果を踏まえて、試行しましたので、もうちょっと方向づけ出せたらなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

谷口委員。

○谷口博文委員 私は、試行かどうかはわからんねんけど、議員定数が削減された段階で20名というような議員なんで、そら予算にしたって全員で審議しやな、それぞれ幅広い観点からやるべきやと。そんで、今、委員長が言うとったやつは、私は意味はも一つわからんねんやけんけど、今回の予算であったり、決算であったり、全員でそれぞれ市の大切な財源を支出なりするに当たっての審議なんでやな、その辺はもう全員でやるべきやと。これで問題ないと。このままで結構というのが私の意見でございます。

○原口育大委員長 3月の予算委員会は、もう当初予算を全員でやる。ただ、6月とか9月とかに補正予算が出たときに委員会付託になるんで、全員ではなく総務委員会だけで審議することになるんで、仮に、予算特別委員会を予算常任委員会にしておけば、毎回出てくる、9月とか6月に出てくる補正予算も全員で協議することができるんちゃうかなという意味での常任委員会化。

それか、もう連合審査いう形で、総務委員会で付託されるんですけども、もし産建の所管

の物が出てきたのであれば、連合審査にして、その都度、関係する委員も入ってもらったかどうかというふうな方法があるんでないかなというふうに思ったので、ちょっと提案したんですけども、いかがでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      その今、補正でも例えば、特別会計は委員会、それぞれの所管の委員会付託ということで動いてるんですね。で、総務の場合、一般会計ということで動いてると思うんですけども、その考え方でいくと、もう委員会制度の根幹というのが、ちょっと見直しをするというような話にもなるように思うんですが、その一般会計予算について、連合審査を基本とするっていうか、予算その全体をね、すると、すべての特別会計もすべて予算委員会の中でやるということになるわけですね。当然そうなるでしょ。予算委員会は全部一般会計、特別会計全部一緒にやるわけですから。だから、その一般会計の補正予算だけじゃなくて、それぞれの所管としてやってるものもすべて予算委員会にすると。そうしてくると、この所管という考え方そのものが、少しく、考え方の修正を加えていかないと、整合性が取れないのではないかなということをおもうんですが、その点いかがですか。

○原口育大委員長      今、言われてみたら、特別会計の分については、確かに、それぞれの所管に振ってますんで、一般会計の補正の問題ですね、だからね。ただ、連合審査という話もあると思うんですけどね。連合審査というのは、その出てきた案件に対して、一般会計やけども、文教の予算しか出てこん場合もあるので。それであれば、総務と文教の連合審査にして、やるというのも考えれんことはないかなと。ただ、そうでないと、その所管の委員会というのが、その審議には全然加われないという今の現状があるんかなというふうに思ったんですが。

森上委員。

○森上祐治委員      今のもちよっと関連するあれやけども、予算委員会の常任委員会化と。合理的なあれも感じもするんやけども、物理的に言って、南あわじ市いうか20名の定数やね。一応、常任委員会は複数参加はやめとこうということなとんの、4つ目をつくるとしたら、今でもちよっと人数は少ないのにな、もう一つふやしとったら委員の人数がよけ減るし。で、これはするとしたら特別、別枠でね、これだけダブらせてというようなことを考えておるんかやね、その辺はどないなんですか。

○原口育大委員長      予算特別委員会というのは、全員参加やと思てたもんで、4つに割ってしまうと、とても人数足らんのかなというふうに思ってます。だから、予算特別委員会

については全員参加なんで、その部分はダブると、全員がダブるということかなと思ってます。

ただ、メリット、デメリットなんかどうかわかりませんが、仕事としてはその分が一般会計の付託だけであれば、総務への付託だけであれば、それ以外の委員は出席せんでええわけやから、その分仕事がふえるということは、全員に対してふえるということにはなるかなと。

森上委員。

○森上祐治委員 全員3月の特別委員会のメンバー、全員のメンバーが、その常任委員会化するというふうであればね、さっき言った、その全く所管外の総務委員会のほうで、産建なんかのでもその所管外のこと審議せなあかんと、産建は関係なくなるというような事態は避けられるということやな。そのほうが自然な感じもするんやどね。

○原口育大委員長 ただ、蛭子委員言われたように、もし、そういう何ちゅうんか、部分の心配もあると思うんで。それであれば、連合審査的なことで、案件によっては総務委員会に、例えば産建と連合審査するとかいうこともありかなと思ったりもします。

阿部委員。

○阿部計一委員 蛭子さんと案外意見あえへんねんけど、今回は一つ、合うところは。これ今、委員会中心主義を取っとんねんな。そやから、やっぱり補正であればよ、本会議出てくるわけやから、別に、そのそういう常任委員会化せんでもね、そら何ぼでも質問できるわけですから、やはり、それをやると委員会のやっぱり根幹がね、何か、こうちょっと微妙な感じになってくんなかなと。それで私は、別にそれを常任委員会化することはないんじゃないかなとか、必要ないんじゃないかなとか思いますけども。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あと、だから、一般会計に上がったとしても、それぞれの常任委員会で、そのことに関連して質問を用意しておればですね、担当は必ず来るわけでしょう。補正予算に上がってる内容で、所管に常任委員会が説明を求めれば、必ず担当はおるわけでしょう。だから、それは、その一般会計補正予算のことは決まった後であっても、内容についての議論は当然できると思うし、そのことをもって、その本会議場で一般会計予算に対しての態度を変えることもできるわけですよ。その所管に来てる委員の質疑によってはね。だから、今の状態でも一般会計は全然その他の文教にしても産建にしてもそれに関する質疑はできないということではないので、あえて常任委員会化する必要があるのかっていう

ことも、やっぱりちょっと疑問に残る部分があると思います。だから、委員会制度そのものを維持しようとするれば、あまり常任委員会を、その全員参加の常任委員会をあまりたくさんつくるべきじゃないと、というか、つくるべきじゃないというふうには思うんですけども。

○原口育大委員長　　そうしますと、予算決算特別委員会のままでいって、今回試行したわけですけど、今回のような試行の結果については、今回やったことの状態でもよかったと。特に今ちょっと言いましたような、常任委員会化とか、連合審査とかいうことやなしにですね、試行するというので、3月のときに了解いただいておりますので、もう11月の方向については、方向性を出したいなと思いますので、試行した結果、今回のやり方でよかったという評価をさせていただいて、報告したんでよろしいでしょうかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長　　それでは、試行するとなっていた部分をですね、試行した結果、それでいくというふうな内容のことにさせてもらいたいなというふうに思います。

一部事務組合についても、検討をしてそのままになってる部分もあるんですけども、市長サイドと議員の変則的であった部分は、改革が済みましたので、特に今改めてどうこうはないのかなと思うので、これは前回、前回というか、まだ一部事務組合のことなんで、うちの議会直接関与できる話でもないの、要望していたことについては、改革ができたという評価でいいのかなというふうに思っておるんですけども。で、そうすると、さっきの広報委員会についても、常任委員会化はちょっと難しいかなというふうな感じを受けてるんですけども。

出田委員。

○出田裕重委員　　これは、もう前期の委員会で話があったと思うんですけども、広報を常任委員会にして、公聴の部分を実質させようという話で議論が出てたと思うんですけど、今のところは、この議会改革の特別委員会でそれを担ってるのかなという認識があるので、もし、この議会改革の特別委員会が、解散するのであれば、また考えられないかなと思うんですけども。ということで、大丈夫だと思ってます。

あと、もう一点よろしいですか。この間、決算委員会で携帯電話以外の話になったと思うんですけども、これ議論蒸し返して申しわけないんですが、パソコンの持ち込みについて、現行どおり持ち込まない。で、何をもちってパソコンというのかということも含めて、電子手帳はだめなのか、録音機能があつたらだめなのかということ、もう一度確認したいほうがええんかなというふうに思うんですけど。

○原口育大委員長           今どないなっていましたか。  
出田委員。

○出田裕重委員           録音機能、写真機能。

○原口育大委員長           事務局長。

○事務局長（渕本幸男）       今は、それぞれの単体ベースで表示してます。多機能という  
か、そういう部分でそんな機能があんのかというようなのがよく僕らも確認できらん場合  
あるんですけど、今は個別に写真、録音、そういった、もうほんま単体機能で書かせてい  
ただいておるということです。

○原口育大委員長           出田委員。

○出田裕重委員           ということは、電子手帳、録音写真機能のない電子手帳はいけるとい  
うふうに解釈していいんですか。録音機能、写真機能のないパソコンがいけるというこ  
ともなるので。

○原口育大委員長           事務局長。

○事務局長（渕本幸男）       ここで確認していただいたらと思います。そこらの写真とか  
録音、そういった類の物はいけませんよということになってますので、パソコンについ  
ては、この規則では入ってないんです。入ってないんですけど、以前からの申し合わせとい  
うか、慣例で、持ち込まないというようなことになつとると思うんですけど、そこら辺、  
十分確認をしていただいて、これは、また議運でもそういった部分が必要かなと思うん  
ですけど、ここでまずは議論していただければありがたいかなというように思います。

○原口育大委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           そういった情報端末機というのは、もう日進月歩でいろんなもの次から  
次へ出てくると思うんですね。だから、基本的ルールで、そういう情報端末の機械を持  
ち込んでもいいのか、よくないのかというところだけ確認しとけばいいかと思うん  
ですけども。もう幅が広くて、どれがよくてどれがあかんというようなことをなかなか、その多機  
能ということで、いろいろ重なつとる部分もたくさんあると思うんで、その議会審議に支

障がないものであれば、持ち込んでも基本的に可能ということにしとくのが基本かなと思うんですけどね。携帯電話なんか途中で鳴られたりしたりすると、やっぱりちょっと問題があると思うんですが、その全体として、委員会なり議会の審議に支障がないということであれば、仮に携帯電話持ち込んだとしても、鳴らなければいいというふうな。それぐらいの考え方で、基本原則をつくっとくというのが、今後、いろいろ時代も進むわけですから、柔軟な対応というのでも出てくるのかなということが一つ思います。

それと、広報の常任委員会化のことなんですけれども、その特別委員会っていうのはもう期限を切ってということが、一つのルールとしてあると思うので、広聴の部分を充実させたいからということではなくて、ずっとこの議会活動の中で、必ずあるものと、広報、広聴というのは。だから、常任委員会にするべきじゃないかというのが趣旨であったかと思えます。そういうことですね。そういうことやったと思うんですよ。

それと、地方自治法の改正の中で、議員は一つ以上の委員会に所属するというのがありました。こう、複数も入れるという道が今できてるといふこともあるので、特別委員会という形態は少しイレギュラーな、ちょっと本筋とは違う形になってる。特別委員会の本来持っている意味とは違うものになっているので、常に必要なものということであれば、常任委員会するべきでないかということが趣旨であったかと思えますが、その点、ちょっと誤解のないようにしていただきたいと思えます。

○原口育大委員長          出田委員。

○出田裕重委員          訂正して賛成します。

○原口育大委員長          谷口委員。

○谷口博文委員          私はね、議場内はやはり真剣な審議というか、そういう場によ、パソコン持って来て、それはパソコンの中に議案書が出とんであったら私は構わんと思うで。パソコンでそういうような議会の中でされるときに、パソコンを持ち込んで私は何をやりたいんやと。そんなんだったら、本持って来て本読みよって、そんなもんやはりね、我々、市民の範とならんなん奴がそういうとこへさまざまなやつを、そら持ち込み、そら時代はもうパソコンやで、パソコンで要は議案書があれされとって、その議案書をパソコンで見ながら議論するんやったら私は構わんねんけど。それを持ち込んで何をやりたいんかと。一生懸命真摯に議論しよるやつ耳も傾けらんとやな、パソコンで我がのする仕事やりたいんか、何を、持ち込む目的はどない考えとんのかと。そんなもん議場に出てきて議論しよんのおまえ、それぞれ好き勝手なことをしないで、人の意見に耳も傾けらんとそんなおまえ共通な認識も持たられんような状況で何をやりたいのかなと、私はその辺が

あれなんで、持ち込みはあくまでも反対ですわ。

○原口育大委員長　　6月の中間報告で、現行どおり持ち込まないとさせていただいたのは、今、谷口委員言われた意見が強かったかなというふうに認識してます。ただ、答弁者側が持ち込んだらどうかとかいう意見とかいろいろありますので、ちょっとまた、これも休憩させていただいて、再開後にちょっと、もうちょっと意見交換したいないうふうに思います。

事務局長。

○事務局長（淵本幸男）　それと、委員長よろしいですか。前にもいろんな議論あったんですけど、その新聞とか雑誌も、持ち込みは別にうたってないんですけど、議場内で閲覧をしてはいけないというようなことがあるんです。そうやってまさに今、谷口議員さんがおっしゃった、審議中にほかのことをやると。そこら辺もあるのかなというようにことで規定されてます。

○原口育大委員長　　いろいろ規則というか申し合わせの中で、現実と離れてる部分、あるような感じがするので、もう一回見直すべきかなと。現実に則した取り決めとすべきかなというふうには思ってます。ちょっとそこ、もう一回ちょっと休憩してから、もうちょっとだけさせていただいてと思います。

そしたら、あの時計で25分まで休憩をいたします。

（休憩　午後　2時15分）

（再開　午後　2時25分）

○原口育大委員長　　再開します。

議場へのパソコン等の持ち込みについてという話題になってましたので、今、事務局のほうで、県下の他市の状況、それと、南あわじ市議会の中での規則について、配付をさせていただきました。で、これを参考にさせていただいて、この規則の中で、現状にあうような改正をすべきでないかなというふうなふうには思いますので、その辺、ちょっと検討いただいて、議長のほうに申し入れしてはどうかなというふうに思います。まず、規則の、配っていただいたほうの第5章規律いうところからが、そういったことを定めておるかなというふうに思いますので、ちょっと朗読いたします。

第5章　規律

（品位の尊重）

139条 議員は議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

140条 議場または委員会の会議室にいる者は、帽子、外套、襟巻、つえ、傘、携帯電話、写真機及び録音機の類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長または委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

141条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(議席)

142条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

143条 何人も、議場においては喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

144条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙または書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配付許可)

145条 議場または委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配付するときは、議長または委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

146条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

147条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

というふうなことが、規律維持のための約束かなど、規則かなというふうに思います。その中で、きょうはパソコンについてのことと、あと携帯電話等、この文言については、もうちょっと詳しく検討していただいて、議長に申し入れるのもいいのかなというふうに思ったりしますので、御意見いただけたらというふうに思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの電子手帳とか、その他の情報端末で参考資料にできるものは、非常にコンパクトにまとめられていていいと思うんですね。で、辞書にしても、六法やいろんな地方自治法の関係の条例や、あるいは、今では市の例規集もCD化されているということで、その必要部分をコピーをして持ち込めばいいわけですが、議場内で確認するというのは、なかなか今難しいことになってると思うんですよ。だから、そういう議事進行に参考資料として使うために、情報端末機を認めるということは、今の時代の中で言えば、

相当程度認められるものじゃないのかなというふうに思うんですね。むしろ、それがいいことの方がかえって確認をするために退席をせなあかんとか、そんなような逆に議事進行、その議員の議事に関係して、かえって支障が出てきてくるという状態になるんじゃないかと。例規集は今ないので、持ち込まなあかんわけでしょ。そんなら、そこで確認しようとしたら、絶対に何かCD-ROM見れるようなものがなかったら不可能なわけで、そういうのは少し今、かえって支障が出てきてるんじゃないでしょうか。そういうもの改善していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○原口育大委員長　　6月の報告で、現行どおり持ち込まないというふうにしておりますのは、議員が持ち込んで傍聴してる方からというか、マナーどうのこうのということが、先ほど谷口委員から指摘があったようなことでされておると思います。一応、そういうことで報告をしますけれども、いろいろと問題もそれ以降出てますので、一部、再検討されてはどうかというふうに思って、今、協議願うとするわけですけども。

一つは、今配ってもらった資料で、芦屋市と川西市、加東市あたりではですね、許可している場所が委員会室、議場、委員会室、あるいは、許可されているものが議員であるのか理事者であるのか、芦屋市の場合は委員会室で可能で、議員と理事者両方とも持ち込めると。川西市は議場となっておりますから、本会議場かなと思いますが、議員と理事者が持ち込めると。加東市は委員会室となっていて、議員が持ち込めるというふうになつてくるようですので、それぞれいろいろなパターンがあるように思いますので、そこら辺も、検討願わんなんのかなというふうに思います。ただ、一気に結論出さんとすれば、そういうことについて見直すというふうなことで、規則の中のその文言とかも含めて、見直しをするということを決めていただいて、報告にかえさせてもらってもいいのかなというふうにも思ったりします。ただ、せっかくの機会なんで、ここでも意見いただいたらどうかというふうに思います。

谷口委員。

○谷口博文委員　　私は原則、パソコンの持ち込みは不可というか、禁止で、それで、先ほど蛭子議員が言うように、自分の質問等においてよ、例えば、自治法であったり、憲法であったり、そういうやつを大きな六法を持ち込むんでなしに、自分が質問するに当たってよ、そういうふうな必要な、条文なりを欲しい場合はよ、もう持ち込んでも私は構わんと思うねん。ただし、その議長のその議場への持ち込みというようなことでよ、許可していただくような状況で利用する分にはオーケーやなど。

それと、先ほどもちょっと休憩のときに話しとってんけど、そこでメモとったりするのに、そら確かにパソコンでメモ、おれはその辺はオーケーかなと。ただ、今言ったような形で市民の目線から見られとる方々がどのような印象をお持ちかなと。ひとりが必死

になって質問なり審議しよるような状況で、ネット等でひとりほうつむいてパソコンを広げてぱたぱたぱた打ちよるような映像が流れたときによ、いかなものかなど。その辺だけがちょっと私は懸念しとるだけであって、そら利用方法にとっては、今の時代は六法の分厚いやつ持ち込んで質問すんのじゃなしに、必要に応じては、そういうような自分の質問等々において必要なやつときは、議長の許可をとって別段、パソコン持ち込んで、それはそれで開いてもうて質問していただくのは、結構やと思いますわ。ただ、原則禁止というのが私の自論です。

○原口育大委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これは、私のもう意見なんですけども、やはりパソコンていうのは、これは道具ですので、私は本当は使いたいと思います。個人的には、いっぱいデータ、書類にかわるデータが入ってますので、データベースとしては非常に有益に使えるとは思ってます。ただし、それがないとだめかという程でもないの。もう一つ、やっぱり問題は、そのどこまで歯どめがかかるかという、その部分がなかなか難しい部分があると思うんで、意見でもどっちでもない案になってしまいうんですけど、本当は持ち込んだほうが私はいいと思います。ただし、その歯どめがかかるという、その辺のことがどこまでできるのかわからん以上は、やはりちょっと持ち込みは無理。で、何が何でもなかったら困るという話でもないんで。やっぱりちょっとまだ時期的には難しいかなというのが私の感想です。

○原口育大委員長 答弁者のほう、理事者側というか、それが答弁漏れというか、結構、資料の手持ちがないとかいう部分について、持ち込んでいただいたほうがいいんじゃないかなという議論があるんですけど、その点はいかがでしょう。

柏木委員。

○柏木 剛委員 それも同様で、私はそちらのほうは認めてもいいんじゃないかと。特に答弁側のほうでは、分厚い資料を両手で持って来て、一生懸命資料をめくりながら時間かかっているという実態を見ると、これはこれでまさか彼らはそんなことはしないでしょから、それは認めてもいいんじゃないかっていう、私は感じ持ってます。議員と違って彼らの場合は、そういうことで認めたらいいんじゃないかと思っています。

○原口育大委員長 議場の設備的に庁内LANとかにまだつながる状況にはないと思うので、議場に持ち込んだとしても、データベースとして持ち込むぐらいしか、今のところきらんと思うんですけど。ただ、答弁者の側については、私も持ち込んだほうがスムーズ

な答弁いただけるのかなというふうに今、思います。もし、異論がなければ、6月に現行どおり持ち込まないとしてますので、議員については現行どおり持ち込まない。ただし、執行部とか理事者側については、答弁に備えて持ち込むことは許可するというぐらいにされてはどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      そのパソコンにこだわり過ぎるというのか、さっきの電子手帳もあれば、さまざまなその情報端末というのがあるということ僕もちょっと投げかけたんですけどね。だから、その例えば、例規集を見るだけのものであればそんなに大きなものでなくてもいいわけで、何かやっぱり、もう少しこう補助的なもの、情報端末機のある程度範囲は限定されるかとは思いますが。その電子手帳にしても、その他CDを読むようなものにしても、もう少し整備しておくほうがいいんじゃないかと。例規集は実際、印刷物としてないので、そのあたりどない補っていくのかということ、ちょっと決めとかなないと、よくないのではないかと。どうでしょうか。

○原口育大委員長      今、情報端末、特に電子辞書的なものとかについてはどうかということですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      だから、例規集はCD化されてるだけで、そのCDがものすごい小さい物、メモリーに落とすこともできるだろうし、それを読む物もあるんじゃないですか。

○原口育大委員長      その柏木委員言われた、歯どめをどういうふうにかけるかという部分なので、それが、解決すれば、今言われたことも可能かなと思うんですけどね。

もう一点は、この携帯電話というふうになっとんねんけど、これもまた議運とかで協議してもうたらええんですけど、先ほど言われた、マナーモードにしとけば持ち込んでもええんちゃうかなというふうなのは、やっぱり時代としては考えられるのかなと思ったりもするんですよ。そういうところもこの文言というか、見直しということも必要かなというふうに思ったりはしてます。

それでは、ちょっと今、蛭子委員から言われたことについては、歯どめの部分をはっきりできれば、どっかで線を引いて、可能にしたいなというふうに思うんですけども、電子辞書というのはどうなんですかね。これは、パソコンとの区別というのはつきにくいですか。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2時40分)

(再開 午後 2時43分)

○原口育大委員長 再開します。  
柏木委員。

○柏木 剛委員 例えば新聞、雑誌読んではいかんというてもね、結局は、それこそ何  
ぼでもパソコンで見れるわけですよ、それと同じことになってくるんでね、やっぱり難  
しいと思うんですよ。で、芦屋とか川西市とかね、加東市がやっとなる、神戸市もやっとなる  
と言うんだったら、何かその辺のところのね、マナーだけに依存、議員のマナーに依存す  
るだけやない部分で、何か歯どめがあるのかどうかね。やってるのかどうか。何かその辺  
の事例がもし分かればね、それを参考にして、ひょっとしたらいいアイデアでやりながら  
うまいこと使っとなるちゅうことも考えられるんで、その辺、一度また調べてもらえたらと  
思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その加東市、川西市は例規など参考資料の閲覧、条例閲覧で書いてま  
すよね。そういうことに限定してやっとなっちゃいますか。パソコンの用途としては、こう  
いう限定的な、限られてるように思うんですけどね。

○原口育大委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 まさにそのとおりで、そういう役に立つと思うんです。ただし、やっ  
ぱり心配なのは、ほかに使われないか。変な格好で見られてしまわないかという心配があ  
るといことが、やっぱり何かの格好でそれだけを機能だけに限定するといことが、本  
当にできてるのかどうか。それはもう、使う側のほうの操作、運用に任されてるんかどう  
かちゅうのは、やっぱり見えないところだと思うんですよ。だから、ぜひその辺は調べて  
もらってと思います。

○原口育大委員長 そしたら、その部分が1番ネックになってて、今、なかなか一気  
に行かないなということなんで、そこについては、もうちょっと調査させていただくとい  
うことで、本日の結論としては、答弁者側の持ち込みについては、データベースとして許  
可すると。でも、現行どおり、議員のほうは、現行どおり持ち込まない。ただ、今から他  
市の状況等で、そういう問題がクリアできるかどうか研究するというぐらいにいたしまし

ようか。

そうしますと、大体、そうや、広報広聴委員会の常任委員会化につきましてですけども、先ほど休憩中、いろいろ雑談の中では、常任委員会化したほうがいいんじゃないかという意見がかなり出てましたので、いかがでしょうか。若干、役員改選等で手間がかかるようなことになるかと思うんですけども、議決権の行使とかいう部分では、余り問題がない部門ではあるので、常任委員会化して、参加する委員会の数が議員によって異なるということが支障なければ、常任委員会化してもいいのかなというふうに今思ってるんですけど、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長       それでは、再度検討するとなつてましたので、一応、委員会の結論としては、常任委員会にするということでもまとめさせていただきたいというふうに思います。で、事務局よろしいでしょうか。

事務局長。

○事務局長（渕本幸男）       この広報も、いわゆる特別委員会と常任委員会で、今現状は何ら今後も変わらないと思うんですけど、ただ、昨年ときの特別委員会にするかどうか、そこら辺の部分でも、一応そういうことで、先ほども議長、副議長の件と同じように、今回、特別委員会やというようなことになったんですね。で、今後、それを常任委員会化するということについては、常任委員会のその根本の部分をいろいろ議論しなければ、なかなか、ずっと常任委員会化というのは難しいのかなというような、事務局ではそんな気持ちがあったんですけど。そもそも委員さんの皆さんで協議いただいて検討していただければ、それはもうそれで結構なんですけど。状況については、何ら変わらない部分があるので、ただ、特別委員会と常任委員会では大きく違いますので、そこら辺の部分、もう少し議論が必要じゃないのかなというふうに思ったりします。

○原口育大委員長       具体的には、今回、特別委員会のほうでそういう結論を出させていただいたことを議長に報告して、議長のほうで議運なりで判断していただいて、条例化というか、のほうへ持って行ってもうたらどうかなと思うんですけど。手続としてはそれでいけないですか。

事務局長。

○事務局長（渕本幸男）       それはもう、もう一度、この協議した、その部分については、また議員協議会等で報告されると思うんで。ほんで、それを経て、認識がそろうというよ

うなことになると思うんで、それ以降、条例改正に向けた手続が始まるのかなというように思ったりしますけど。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで、先ほどの出田委員の発言になるんですけども、その議会報告会とか、今後ですね、広報広聴活動の強まり方ということが、課題として出てくると。今回は、一応、その試験的にとということで取り組むわけですけども、今後、恒常的にこうした広聴会、広聴活動、広報活動というのを議会だよりに加えてやろうとしたときに、どこがやるのかと。こういう活動を。どこが担っていくのかっていうことを考えたときに、やはり、受け皿はこの広報広聴委員会っていうのが、もっともふさわしい受け皿になると思うんですね。ですから、特別委員会というのは結局、恒常的にやるということに加えて、今後、議会改革で取り上げようとしている、こうした議会報告会なり、その他さまざまな広報広聴活動を、さらにより進めていくということから言えば、広報広聴委員会を何ら名称は変わらないということじゃなくて、実質的な活動内容をもう少し恒常化をさせるという、そういう大きな責任を持つ活動に高めていくということからすれば、特別委員会という、臨時的、随時的な物じゃなくて、常任委員会として、活動していくということでやるほうがよりその委員会活動としては、一つレベルの高い物になるんじゃないかなということだと思うんですけども。そういうこともあるんじゃないでしょうか。

○原口育大委員長 この検討、特別委員会、議会改革特別委員会、あと、報告会をやってみて、その結果をまとめて、一応、役目が一たん終わるんかなと思ってます。その後、基本条例をつくるのかということになるのか、そこら辺は、最終回のときに方向性を出して議長に答申したらなと思ってますので。

議会報告会等については、もし基本条例つくるということになっていけば、やはり、そこに盛り込むような内容かなと思うんで、そのときに、広報広聴の活動とどういうふうに折り合いをつけていくのかなという問題かなと。だから、広報広聴が先、ずっとスタートできれば、そっちが受け皿になっていただいてやってもええと思いますし、その調整は基本条例との兼ね合いの中では、議会が担うんか、広報広聴委員会が担うんか、どういうふうな分担するのかという議論になっていくんかなというふうに思います。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 そうしましたら、先ほどの広報だけやったら、別に多数決はないと思うんですが、広聴会なってくるとさっきもいろんな意見が出てきて、先日もあったように、地元の議員を入れるのかとか、入れられへんのかとかいうような形での多数決じゃ

おかしいんですけど、決定せんなんことになってくると、先にね、事務局のほうから言われてた、要するにひとりの人は二つの委員会での議決権があって、それに参加していない人は一つしかないというような形になってきての不公平性というのは、出てくることはありませんか。

○原口育大委員長　　議案が付託されてそれを審議してとかいう話になれば、当然そういうことかと思うねんけど、広報広聴委員会はちょっとようまだわかりませんが、そういう常任委員会化になったからいうて、議案が付託されて判断せんならんというふうなことというのは、想定できるんでしょうかね。もしそれがなければ、問題ないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

事務局長。

○事務局長（渕本幸男）　　このね、常任委員会化、実際にしるところもあるんです。北海道の栗山町とかね、広報広聴常任委員会化しとるというようなことあるんですけど、この実際に常任委員会化することになったらなつたで、そしたらどないしていくんやというような、そこら辺の部分、大分こう検討して議論して必要があると思うんです。

それで、前期のときには、その広聴、まさしく広聴を重点してやっていくと。そうやって今回の報告会でもその広報広聴が基本になって、そこが軸となってやっていくような、そういうところまで話があったんかなというように思います。それで、広報広聴はそういうことやから、定数は変わりましたが、そのときは3人ずつ出てというような話もあったと思います。そんないろんな議論があったと思うんですけど、今回定数20人になって、それで常任委員会化するという、今、議論があるんですけど、そしたら、普通の常任委員会であれば、所管いうのは何々がはっきりしとんのやけど、広報広聴の場合は、広報と広聴。ただ、その広聴はどんな部分やというような、いろんな部分が要るんかなというように思ったりしますんで、そこら辺ちょっと議論を十分した後、そういうようなことが望ましいということになれば設置していく、常任委員会化するというのもいいんだろうと思うんですけど、そこら辺のそれまでの段階での議論が大分要るんかなというように思ったりします。

○原口育大委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　平成20年の2月だったか3月だったかに、伊賀市・甲賀市の視察に行つて、その報告書を委員会としてまとめて、それは議長にも提出をしたと。その中で、広報広聴活動の特に、広聴活動に力点を置いた活動が今後、求められるであろうということ委員会として確認をして、議論をして、確認をして申し送りをしていると。委員長と

してつくったので、それは覚えているんですが。その中で、今回議会報告会ということを経済改革特別委員会の中で、実験的にやってくれてるということは、その流れの中にあるように思うんですね。その広報広聴活動のただ自分たちの活動の内容を広げようということではなくて、議会をより市民に開かれたものに、身近なものにしていこうという議会改革の流れと、その流れを一つにするものとして、議論をしてきたというふうに思うんです。

ですから、詳細なりそのいろんな取り決めというか、それはこれから調べていけばいいと思うんですが、基本的な考え方として、そういう報告会なりの広聴活動をしていこうとすれば、どこが請け負っていくのかと、担っていくのかということが、当然課題になると思うんですね。それを議会運営委員会でやるのか、何か会派代表者会議でやるのか、どこがやるのか、総務でやるのか、いろいろ考えたときに、やっぱりこの広報広聴委員会っていうのが、最もふさわしい委員会のように思いますので、委員会、地方自治法上のその議員の常任委員会への参加っていうのは、一つ以上ということに幅が広がられているという現状から見ればですね、そういう法律上の問題はないんじゃないかなというふうに思います。

○原口育大委員長　　今、事務局のほうから、所管の内容とかについても、十分詰めて立ち上げるという、立ち上げる場合はですね、そこら辺も十分詰めなければならないというのも当然だと思いますので、一応、本委員会としては、常任委員会化するという提言をして、その必要なことについては、今からの作業でやらせていただくと。基本条例との絡みもあるので、それもあわせて検討するというでないと、きょう、最終的にこうだということまではいかないと思いますので、今回のまとめとしては、常任委員会化することを答申するというで、行かせていただきたいなと思いますけども。

谷口委員。

○谷口博文委員　　一つだけ、ちょっと確認したいんやけんども、常任委員会て3つあるわな。ほんで1以上よの。ほんで、これを常任委員会したらよ、1人は2つの常任委員会を持ってよ、何人かはよ、20人のうちよ、7人か8人か、知らんねんけんども、ほんだけは複数の常任委員会になってよ、あとの十何人はよ、1つの常任委員会よ、そら、ほんなんは別に何じゃ問題ないのけ。問題ないの。問題ない言うてくれたら、それでいいんやけど。

○原口育大委員長　　今、改正された地方自治法上では問題ないと。だから、その最初言うた議決とかのことが伴うと、どうかなというところは思うんですけど、そこら辺どないですか。

事務局長。

○事務局長（淵本幸男） 必ず今までは1つ入らないかんというようなことやったんですけど、19年の法律改正で複数できるというようなことになりました。ただ、複数ですんで、一番ベストは今、三木市なんかやっとなんですけど、4つの常任委員会を持って、それぞれ2つずつ入るというやり方。そら、公平ですわね。

ほんで、その今回は、そういった付託案件とか議決権を持たない、あくまでも調査に、調査等に重点を置いてというような常任委員会の場合、それはもう議会のほうでそれは公平ですよ。全員参加せんでも公平ですよということであれば、そらもう問題はないかと思えます。ただ、「公平でないねか」というようなことが出るんであればね、やっぱりそこら辺は十分議論を尽くす必要あるのかなと。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私が心配すんのはそれなんですわ。皆が2つだったら同じ議員としてよ。こいつはできが悪いさかいおまえ1つじゃ、おまえできがいいさかい2つやということになってきたら、また収集つかんと思うんでやな。それだけちょっと心配しとるだけであって、別に違法でないんだったらほんで構わんで。

○原口育大委員長 一応、これで用意してた協議内容終わったんですけど、何かあれば。なければ副委員長。

○熊田 司副委員長 本日も長時間にわたる慎重な討議ありがとうございました。以上をもちまして、委員会のほう終了させていただきます。ありがとうございました。

（閉会 午後 3時01分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年10月4日

議会改革特別委員会

委員長 原 口 育 大